# 第5次行財政改革計画

平成26年4月

熊本市

＜ 目　　次 ＞

１　はじめに　・・・

（5）外郭団体の改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

7　実施プログラム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

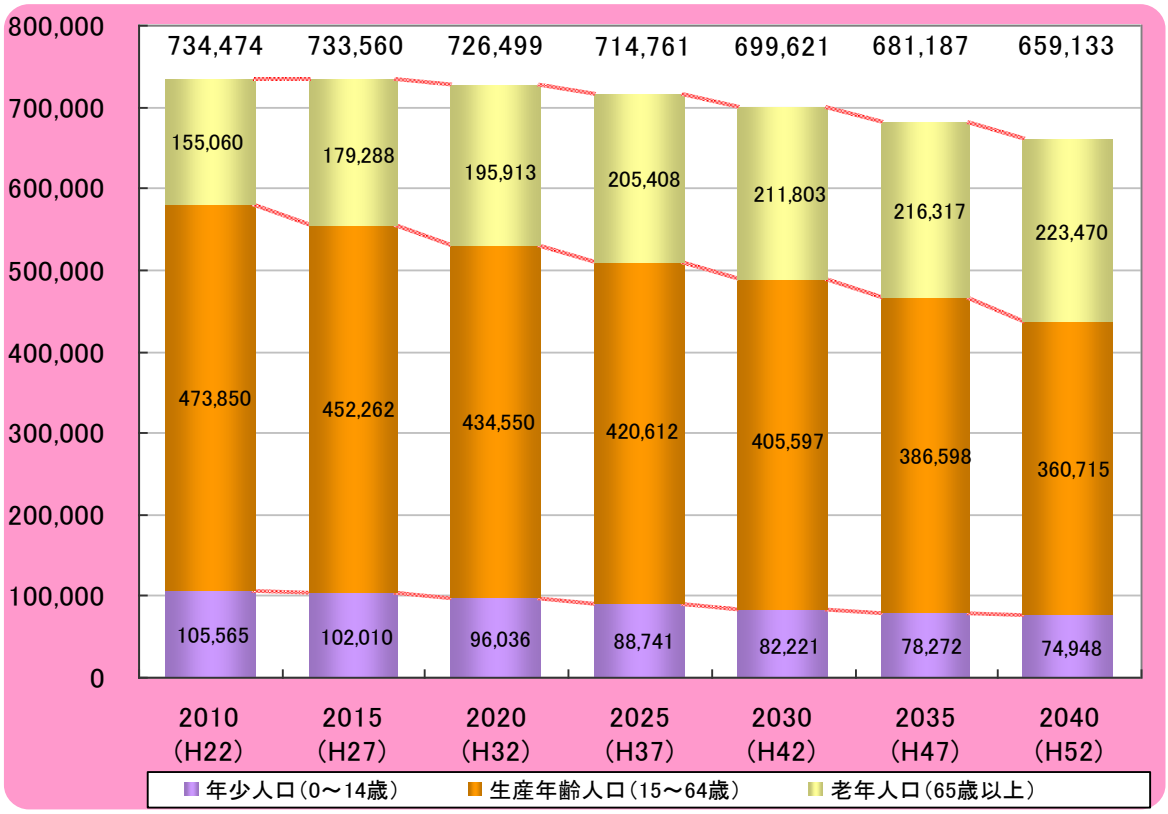
# 1　はじめに

## 本市を取り巻く社会情勢

○我が国は、本格的な人口減少社会が到来し、このことは本市においても例外ではなく、現在本市の人口は、現在は合併や政令指定都市移行等により増加しているものの、国立社会保障・人口問題研究所によると2030年には70万人を割り込むと推計されています。

○これに伴い、少子高齢化の進展などにより人口構造は大きく変化し、税負担を担う世代の減少による市税収入の伸び悩みや、社会保障費のさらなる増加が見込まれています。

将来推計人口〔熊本市〕（国立社会保障・人口問題研究所）




○さらに、高度経済成長期に集中的に建設されてきた道路・橋梁や公共施設などの大量更新時期を控えており、これらは今後の本市の財政運営に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

○一方、国と地方の関係においては、「国から地方へ」という大きな流れの中、住民に身近な自治体が包括的な権限や財源を有し、住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる自立的な行政運営が求められており、全国において道州制や大都市制度の見直しなど新たな地方分権の推進についての議論が活発化しています。

## さらなる行財政改革の必要性

○このような中、本市は、第 6 次熊本市総合計画、政令指定都市ビジョン等に基づき、今後も目標に掲げる新しいくまもとづくりの着実な推進を図るとともに、本市固有の魅力や優位性を活かしながら、都市としてのさらなる活力と国内外における本市の存在感をより一層高めていく必要があります。

○また、政令指定都市に移行した本市は、5 つの区役所を中心に総合的な行政サービスの提供と個性豊かなまちづくりを推進するとともに、本庁機能は政策立案力を強化し、政令指定都市にふさわしいより高度で質の高い市政運営を確立していくことが重要な課題となっています。

○本市は、これまでも累次にわたる行財政改革計画に取り組んできましたが、社会情勢の変化とともに、ますます高度化・多様化する市民ニーズや増大する財政需要に対し、限られた行政資源（人員・財源等）の中で的確に対応していくためには、今後も行財政運営のさらなる効率化・最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築する必要があります。

○このようなことから、総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進を図るため、その具体的な取り組みを示す第５次行財政改革計画を策定するものです。

## ２　これまでの行財政改革の取り組み

**第１次熊本市行政改革大綱（平成 8 年度～11 年度）**

■**目標**　50億円の改善　　市民100人当たり1人の職員数の実現
（6，741人　→　6，616人）

■**成果**　49億円の効果　　職員数　6,612人(平成11年度)

**第２次熊本市行政改革大綱（平成 12 年度～15 年度）**

■**目標**　30億円の改善　　職員数　6,500人体制の実現
（6,612人　→　6，500人）

■**成果**　53億円の効果　　職員数　6,364人(平成15年度)

**第３次熊本市行財政改革推進計画（平成 16 年度～20 年度）**

■**目標**　275億円の改善　職員数 6,124人体制の実現
（6，364人　→　6，124人）

■**成果**　332億円の効果　職員数 6,119人（平成20年度）

**第４次熊本市行財政改革計画（平成 21 年度～25 年度）**

■**目標**　○市民に信頼される市政の実現
○効率的で質の高い市政運営の推進
・経費効果額　　162億円の改善
・職員数の適正化　265人の削減
（6,608人　→　6,343人）※合併町職員を含む。

**（主な取り組み）**

○市民参画と協働の推進
・自治基本条例の制定と運用
・市民参画と協働の推進条例の制定

○質の高い組織体制の確立
・組織機構の見直し
・昇任試験制度の拡充、給与制度の見直し

○民間活力の活用
・指定管理者制度の導入拡大
・ごみ収集業務委託の拡大、土木業務の民間委託、保育園の民営化

○政令指定都市の実現
・政令指定都市移行（平成24年4月１日）
・5つの区役所の設置（中央区、東区、西区、南区及び北区）

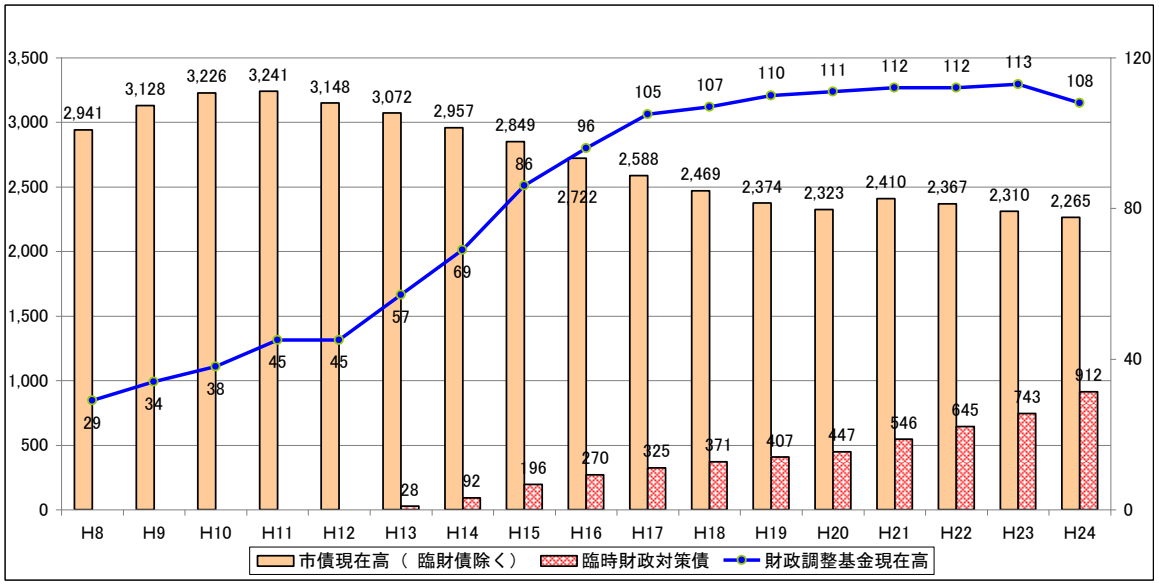
## （1）財政の健全化

本市では、既存事業の見直しや事務事業の効率化などによる歳出の抑制、市税収納率の向上や受益者負担の見直しによる歳入の確保など、財政の健全化に取り組んできました。

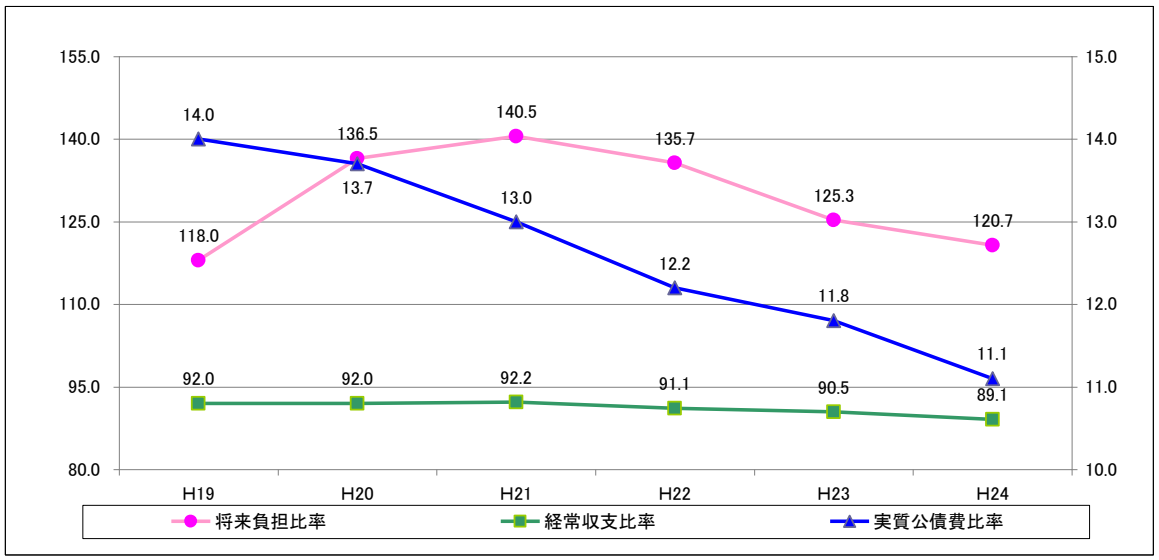
その結果、臨時財政対策債を除いた市債残高（普通会計ベース）は減少し、財政調整基金残高については増加してきたところです。（平成24年度は九州北部豪雨災害に対応し5億円取崩し）

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標についても、早期健全化基準内の数値を維持しています。

**■市債残高・財政調整基金現在高の推移（億円）**




**■実質公債費比率・将来負担比率・経常収支比率の推移（%）**

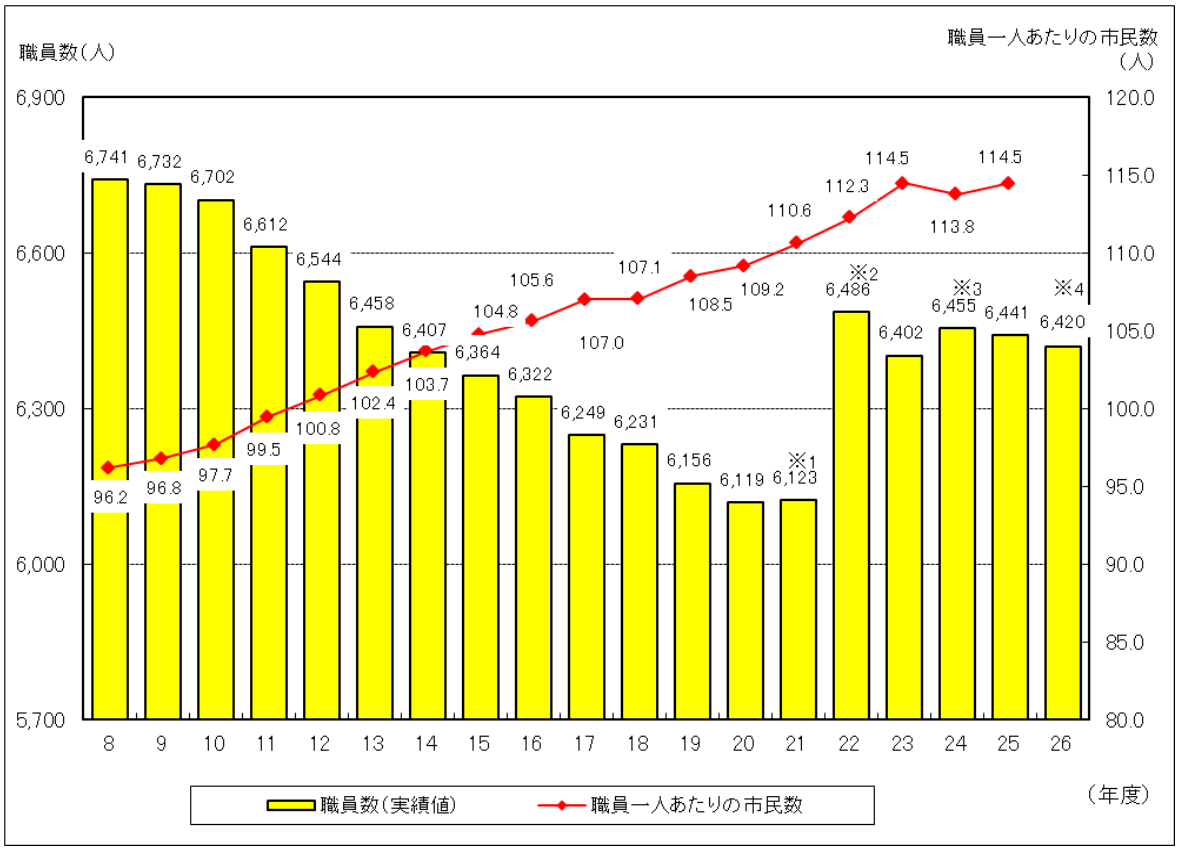



※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成19年度より算定を開始

## （2）職員数の適正化

これまでも、簡素で効率的な組織体制を目指し、中長期的な視点に立った定員管理計画を策定し推進してきました。

その中でも、まちづくりの重点施策に一層積極的に人員を投入していくために、「民間でできるものは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担を一層明確にしながら、業務委託を積極的に進めるとともに、公の施設についても指定管理者制度の導入を図ってきたところです。




※ 1　平成 21 年度：旧富合町職員を含む
※ 2　平成 22 年度：旧城南町・旧植木町職員を含む
※ 3　平成 24 年度：政令指定都市移行に伴う権限移譲による増員
※ 4　平成 26 年度：益城町・西原村常備消防事務受託による増員

## ３　今後の課題

### ■人口減少社会や少子高齢化への対応

人口減少社会の進展による税収の伸び悩みや少子高齢化に伴う社会保障費のさらなる増加に対応していくためには、より簡素で効率的な市政運営体制を構築しておく必要があります。

### ■新たな行政ニーズや重点施策への行政資源（人員・財源）の投入

今後、ますます高度化・多様化していく市民ニーズや重点施策の推進に対応できる人員・財源を確保する必要があります。

### ■公共施設の維持管理費の増加への対応

高度経済成長期に集中的に建設された公共施設等の老朽化が進行し、改修や更新等の維持管理にかかる経費が大幅に増加するため、その負担の平準化や将来を見据えた施設の適正な管理に取り組む必要があります。

### ■職員数の適正化と総人件費の抑制

これまでも、行政ニーズに対応した適正な職員数の確保に努めてきたところですが、引き続き、事務事業のさらなる効率化等に取り組み、職員数の適正化と総人件費の抑制を図る必要があります。

# ４　改革が目指すもの

## (1) 目標

「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」

社会情勢の変化や新たな行政ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営を目指します。

この目標を達成するため、次の3つの方針に基づき、71 の実施プログラムを作成し、幅広い取り組みを進めていきます。

方針Ⅰ　市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供
方針Ⅱ　時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進
方針Ⅲ　確固たる財政基盤の構築

【目標値】

●行財政改革の取り組みが進んでいると感じる市民の割合
２５．０％　⇒　５０．０％

●信頼できる市政と感じる市民の割合
３８．４％　⇒　６０．０％

●効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合
１９．９％　⇒　５５．０％

●経費効果額　１７４億円

## (2) 計画期間

計画期間は、平成 26 年度から 30 年度までの5年間とします。

## (3) 改革の取り組みの視点

### サービスのあり方を市民目線で考える改革

常に市民ニーズを的確に把握し、市民の目線に立った質の高いサービスを安定的に提供できる改革を推進します。

### 市政経営の新たな仕組みをつくる改革

政令指定都市にふさわしい高度な行政運営を確保するため、経営マネジメントの仕組みを強化します。

また、行政評価制度の活用によりサービスの質を高め、社会環境や市民ニーズの変化に即応した自律的・戦略的な市政運営の仕組みをつくります。

### 職員一人ひとりが誇りと使命感をもって取り組む改革

行財政改革を着実に推進していくため、職員一人ひとりが「熊本市職員」としての誇りと使命感を持って取り組みます。

市民と接し、そのニーズを把握している第一線の職員が意欲的に取り組むことができるよう、職場内のチームワークとモチベーションの高揚を図り、改革の推進力としていきます。

# ５　推進体制

## (1) 市政経営会議による進行管理

全庁一丸となって計画の着実な推進を図るため、市長・副市長・各局長等で構成する市政運営に関する意思形成を行う市政経営会議において進捗状況の管理を行います。

## (2) 外部委員会（行財政改革推進委員会）への報告

計画の進捗状況について、有識者、市民等で構成する外部委員会（行財政改革推進委員会）に適宜報告するとともに、委員会での意見等を計画の推進や見直しに反映します。

## (3) 市民への説明

計画の達成状況や当該年度の取り組み等を掲げた実施計画を毎年度策定し、ホームページ等を活用して市民にわかりやすく周知・説明します。

# ６　実現に向けた取り組み　【体系図】

## 【体系図】

| 目標 | 方針 | 取り組むべき課題 | NO | 実現に向けた具体的な取り組み | 所管局 | ページ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 将来にわたり持続可能な市政運営の実現 | Ⅰ 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 | (1)質の高い区政サービスの提供 | 1 | 特色あるまちづくり事業の推進 | 各区役所 | 37 |
| | | | 2 | 区役所の機能強化 | 各区役所・企画振興局 | 38 |
| | | | 3 | 区役所・出張所のあり方とまちづくり推進体制の見直し | 各区役所・企画振興局 | 39 |
| | | | 4 | 利用者にやさしい区役所づくり | 各区役所・企画振興局 | 40 |
| | | | 5 | 区民課窓口業務の見直し | 各区役所・企画振興局 | 41 |
| | | (2)市民参画と協働の推進 | 6 | 市民参画の推進 | 企画振興局 | 42 |
| | | | 7 | 市民協働事業促進の仕組みづくり | 企画振興局 | 43 |
| | | | 8 | 防災サポーターの導入 | 消防局 | 44 |
| | | | 9 | 審査基準・処分基準の公開 | 総務局 | 45 |
| | | (3)市民サービスの改革と充実 | 10 | 社会保障・税番号制度の活用 | 企画振興局 | 46 |
| | | | 11 | 公共データの民間開放（オープンデータ）への取り組み | 企画振興局 | 47 |
| | | | 12 | 中心市街地、観光施設等の無料Wi-Fi環境整備 | 企画振興局 | 48 |
| | | | 13 | 熊本市優待証及び乗車券のあり方の検討 | 健康福祉子ども局 | 49 |
| | | | 14 | 子ども・子育て支援の総合的な推進 | 健康福祉子ども局・教育委員会 | 50 |
| | | | 15 | 市立保育園の見直し | 健康福祉子ども局 | 52 |
| | | | 16 | 市立幼稚園の見直し | 教育委員会 | 53 |
| | | | 17 | 職業訓練施設の見直し | 農水商工局 | 54 |
| | | | 18 | 総合ビジネス専門学校の見直し | 教育委員会 | 55 |
| | | | 19 | ひとり親医療費助成手続きの見直し | 健康福祉子ども局 | 56 |
| | | | 20 | 消防団との連携強化 | 消防局 | 57 |
| | | (1)経営マネジメントの強化 | 21 | 経営マネジメントの強化 | 総務局・企画振興局 | 58 |
| | | | 22 | 文書やデータ等の管理の見直し | 総務局 | 59 |
| | | | 23 | 情報システムの最適化 | 企画振興局 | 60 |
| | | | 24 | 地理情報システムの最適化 | 都市建設局 | 62 |
| | | | 25 | 効率的な会議運営の検討 | 企画振興局 | 63 |

| 目標 | 方針 | 取り組むべき課題 | NO | 実現に向けた具体的な取り組み | 所管局 | ページ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 | (2)事務事業のゼロベースでの見直し | 26 | 事務事業の見直し | 総務局・財政局 | 64 |
| | | | 27 | 直営業務（技能労務職）の見直し | 総務局・所管局 | 65 |
| | | | 28 | 補助金の見直し | 財政局 | 66 |
| | | (3)民間活力等の活用 | 29 | 総務事務のアウトソーシング | 総務局 | 67 |
| | | | 30 | ファミリー・サポート・センター熊本のアウトソーシング | 健康福祉子ども局 | 68 |
| | | | 31 | 熊本城マラソンの運営のあり方の見直し | 観光文化交流局 | 69 |
| | | | 32 | 窓口業務等のアウトソーシング | 各区役所・健康福祉子ども局 | 70 |
| | | | 33 | 市営墓地・納骨堂管理における指定管理者制度の活用 | 健康福祉子ども局 | 71 |
| | | | 34 | 環境工場業務体制の見直し | 環境局 | 72 |
| | | | 35 | 市民会館管理運営の見直し | 観光文化交流局 | 73 |
| | | | 36 | 公設運動施設等における指定管理者制度の活用 | 観光文化交流局 | 74 |
| | | | 37 | 図書館サービスの見直し | 教育委員会 | 75 |
| | | (4)組織運営体制の適正化 | 38 | 組織体制の見直し | 総務局 | 76 |
| | | | 39 | クリーンセンター業務の見直し | 環境局 | 77 |
| | | (5)人材の育成の推進 | 40 | 総合的な人材開発の推進 | 総務局 | 78 |
| | | | 41 | 技術職員における技術力の向上 | 都市建設局 | 79 |
| | | (6)コンプライアンスの徹底 | 42 | 職員倫理意識の向上 | 総務局 | 80 |
| | | | 43 | 内部統制システムの見直し | 総務局 | 81 |
| | Ⅲ 確固たる財政基盤の構築 | (1)財政基盤の強化 | 44 | 広告事業収入の拡大 | 財政局 | 82 |
| | | | 45 | 区役所における広告事業の推進 | 各区役所・企画振興局 | 83 |
| | | | 46 | 各種財政指標の改善 | 財政局 | 84 |
| | | | 47 | 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し | 財政局 | 85 |
| | | | 48 | 債権管理のあり方の検討 | 財政局 | 86 |
| | | | 49 | 市税収納率の向上 | 財政局 | 87 |
| | | | 50 | 適正な公有財産の管理 | 財政局 | 88 |
| | | | 51 | 東部・西部環境工場における経済的運転管理手法の見直し | 環境局 | 89 |
| | | | 52 | 競輪事業中期経営計画の策定・推進 | 農水商工局 | 90 |
| | | | 53 | 公共事業コスト構造改善 | 都市建設局 | 91 |

| 目標 | 方針 | 取り組むべき課題 | NO | 実現に向けた具体的な取り組み | 所管局 | ページ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (2)総人件費の抑制 | 54 | 定員管理の推進 | 総務局 | 92 |
| | | | 55 | 給与制度の適正化 | 総務局 | 93 |
| | | | 56 | 再任用職員の活用 | 総務局 | 94 |
| | | | 57 | 時間外勤務の縮減 | 総務局 | 95 |
| | | (3)公共施設等の最適化 | 58 | 公共施設マネジメントの構築 | 総務局・財政局・企画振興局・都市建設局 | 96 |
| | | | 59 | 橋梁長寿命化修繕計画の推進 | 都市建設局 | 97 |
| | | | 60 | 市営住宅等長寿命化計画の推進 | 都市建設局 | 98 |
| | | | 61 | 市有建築物の長寿命化実施計画の策定・推進 | 都市建設局 | 99 |
| | | | 62 | 公園施設長寿命化計画の推進 | 都市建設局 | 100 |
| | | | 63 | 学校施設長寿命化計画の検討・策定 | 教育委員会 | 102 |
| | | (4)公営企業の改革 | 64 | 交通事業の経営健全化の推進 | 交通局 | 103 |
| | | | 65 | 組織機構の適正化 | 上下水道局 | 104 |
| | | | 66 | 民間的経営手法の有効活用 | 上下水道局 | 105 |
| | | | 67 | 上下水道事業経営基本計画の財政見通しの見直し | 上下水道局 | 106 |
| | | | 68 | 熊本市民病院経営改善計画の策定・推進 | 病院局 | 107 |
| | | | 69 | 熊本市民病院の経営形態の検討 | 病院局 | 108 |
| | | (5) 外郭団体の改革 | 70 | 第4次外郭団体経営改革計画の策定・推進 | 総務局・外郭団体所管局 | 109 |
| | | | 71 | 水道サービス公社と下水道技術センターのあり方の検討 | 上下水道局 | 110 |

## ＜方針Ⅰ　市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供＞

### (1) 質の高い区政サービスの提供

市民に身近な区役所において、総合的で質の高い行政サービスを提供するとともに、個性豊かなまちづくり・地域づくりを推進します。

また、各区のまちづくりビジョンの実現に向け、地域の特性や実情に即した施策をスピード感を持って実施できる新たな仕組みをつくります。

**具体的な取り組み**

**①　特色あるまちづくり事業の推進【１】〈各区役所〉**

まちづくり懇話会の円滑な運営や住民ワークショップ開催など、区民の参画による区の特性を活かしたまちづくりを進めます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

**②　区役所の機能強化【２】〈各区役所・企画振興局〉**

区の自主性・独自性を発揮し、区民ニーズに的確に応えるため、区役所における意思決定や権限に基づく運営ができる仕組みづくりなど、区役所の機能強化に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度に検討・準備、27年度から順次実施

**③　区役所・出張所のあり方とまちづくり推進体制の見直し【３】**
**〈各区役所・企画振興局〉**

区役所・出張所のあり方及び機能再編の検討を行うとともに、まちづくり支援機能の強化を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度に方針決定し、27年度から継続実施

**④　利用者にやさしい区役所づくり【４】〈各区役所、企画振興局〉**

窓口職員の接遇力向上、まちづくりを区役所一体となって行うための職員の意識向上、庁舎内外における案内板の見直しなど、利用者にやさしい区役所づくりに取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度に検討し、継続実施

### ⑤　区民課窓口業務の見直し【５】〈各区役所・企画振興局〉

各区役所・出張所等で行っている戸籍や住民異動等の業務の集約化、民間委託等に取り組み、証明書等の発行時間（日数）の短縮などサービスの向上を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から検討・準備し、28年度から実施

## (2) 市民参画と協働の推進

行政と多様な地域主体がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む市民参画と協働の推進を図ります。

また、市民・NPO・ボランティア団体や事業者等との役割分担を明確化し、その環境づくりや実践的な支援を通じて、市民公益活動の活発化を図ります。

具体的な取り組み

### ①　市民参画の推進【６】〈企画振興局〉

職員の市民参画に対する意見やその推進に向けた提案などを踏まえ、平成19年度に策定したPIマニュアルについて必要な見直しを行うとともに、早い段階でのPI協議を徹底するなど、適正な実施を行います。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

### ②　市民協働事業促進の仕組みづくり【７】〈企画振興局〉

市民協働事業を進める上で参考となる手順書を作成し、全庁的な活用を図ります。

また、NPO法人を税制面から支援するため、外部委員による検討委員会において基準を検討し、NPO法人条例個別指定制度を創設します。

主なスケジュール　　平成26年度から順次実施

### ③　防災サポーターの導入【８】〈消防局〉

災害時において、能力や事情に応じて特定の活動に参加する「機能別団員制度（防災サポーター）」を大学生等を対象に導入します。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

④　審査基準・処分基準の公開【９】〈総務局〉

市の事務事業のうち許認可等で基準が必要な処分について、基準の作成率を向上させるとともに、情報システムを構築し随時公開・更新するなど、行政処分の公正性、透明性の向上に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度にシステムを構築し、公開実施

## (3) 市民サービスの改革と充実

質の高いサービスの安定的な提供を図るため、子育て支援や窓口サービスの充実など市民目線によるサービスの見直しに取り組みます。

また、社会保障・税番号制度やICTを活用した社会保障など、各種市民サービスの充実を図ります。

具体的な取り組み

①　社会保障・税番号制度の活用【１０】〈企画振興局・各所管局〉

個人番号を利用する手続きの選定、情報システムの整備、個人情報保護評価など、制度の円滑な導入に向けて取り組みます。また、コンビニエンスストアにおける証明書発行など、本市独自の利用についても積極的に取り組み、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

主なスケジュール　　平成27年度までに検討準備し、順次実施

②　公共データの民間開放（オープンデータ）への取り組み【１１】〈企画振興局・各所管局〉

本市が保有している統計情報等を、市民が利用できるデータとして公開することにより、市民生活における利便性の向上や企業活動の活性化につなげていきます。

主なスケジュール　　平成26年度に検討し、27年度から継続実施

③　中心市街地、観光施設等の無料Ｗｉ－Ｆｉ環境整備【１２】〈企画振興局・各所管局〉

中心市街地の各商店街や観光施設、公共施設における国内外からの来訪者の利便性の向上、災害時の情報伝達手段として活用するため、Wi－Fi環境を整備します。

主なスケジュール　　平成26年度に準備し、順次実施

④　熊本市優待証及び乗車券のあり方の検討【１３】〈健康福祉子ども局〉

今後の人口減少社会や少子高齢化を踏まえ、制度対象の範囲や所得制限・利用額の設定などの検討を行うとともに、ICカード化も含めた制度のあり方についても検討を進め、持続可能な制度となるよう見直しを図ります。

主なスケジュール　平成26年度から制度のあり方を検討

⑤　子ども・子育て支援の総合的な推進【１４】〈健康福祉子ども局・教育委員会〉

平成26年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関するニーズに対応した施策の充実を図り、子ども・子育て支援を総合的に推進します。

主なスケジュール　平成26年度に計画策定し、27年度から順次実施

⑥　市立保育園の見直し【１５】〈健康福祉子ども局〉

子ども・子育て関連3法の着実な対応を図るとともに、障がい児保育等の支援の充実などのほか、民営化を含めた効果的・効率的な運営体制の構築に取り組みます。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

⑦　市立幼稚園の見直し【１６】〈教育委員会〉

「市立幼稚園基本計画」に基づき、コア幼稚園として特別支援教育の充実や幼稚園教諭等の資質の向上などの機能強化に取り組みます。

主なスケジュール　平成26年度に計画策定し、順次実施

⑧　職業訓練施設の見直し【１７】＜農水商工局＞

職業訓練センター及び事業内高等職業訓練校の２施設について、機能統合も視野に入れた施設の有効活用や受講しやすい環境づくりを検討し、若年技能者の人材確保・育成、技能継承の促進を図ります。

主なスケジュール　平成26年度に検討・決定、27年度から順次実施

### ⑧　総合ビジネス専門学校の見直し【１８】〈教育委員会〉

現在の教育内容が、時代の変化や本市経済界のニーズに対応できるものであるか、民間教育機関との役割分担が明確になっているかなど、公設学校としての今後のあり方を検討します。

主なスケジュール　平成28年度までに検討・方針決定し、29年度から実施

### ⑨　ひとり親医療費助成手続きの見直し【１９】〈健康福祉子ども局〉

現況届の受付期間中における償還払い手続きの簡素化に取り組み、サービスの向上を図ります。

主なスケジュール　平成26年度に準備し、27年度から継続実施

### ⑩　消防団との連携強化【２０】〈消防局〉

消防団組織（方面隊）について、消防局が目指す１区１消防署体制の整備に合わせて、順次再編成を行います。

主なスケジュール　平成27年度までに準備し、28年度から継続実施

## ＜方針Ⅱ　時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進＞

### (1) 経営マネジメントの強化

市政経営の運営方針を毎年度定め、これに基づく庁内各局、各区の取り組み目標を設定し、職員が目標達成のために行動する仕組みをつくります。

また、行政評価制度の充実・強化によるサービスの質の向上に取り組みます。

**具体的な取り組み**

#### ①　経営マネジメントの強化【２１】〈総務局・企画振興局〉

毎年度、市政運営の方針を定め、これに基づき各局・区の目標を設定し、職員が仕事を進めるうえでの目標を明確化するとともに、行政評価制度や業績評価制度と連携し、事務事業の質と職員の意欲の向上を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度に準備し、27年度から継続実施

#### ②　文書やデータ等の管理の見直し【２２】〈総務局〉

現在、各職員がそれぞれ保管している文書やデータ等を、共通文書等として共有・管理するルールを確立し、情報管理の適正化と所在の明確化に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

#### ③　情報システムの最適化【２３】〈企画振興局〉

老朽化した基幹系システム「総合行政情報システム」の最適化を図るとともに、社会保障・税番号制度への対応などの構築に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

#### ④　地理情報システムの最適化【２４】〈都市建設局〉

本市における地理空間情報の活用促進のため、「熊本市統合型GIS基盤整備方針（平成24年度策定）」に基づき、庁内GIS（地理情報システム）の最適化を図ります。

主なスケジュール　　平成27年度までに準備し、28年度から継続実施

### ⑤　効率的な会議運営の検討【２５】〈企画振興局・各区役所〉

市政経営会議等において、タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化や運営の効率化に取り組みます。

また、区役所と本庁との間にテレビ会議システムを導入し、移動時間を省くとともに、緊急時の対応に活用します。

主なスケジュール　　平成27年度までに検討・試行し、28年度から本格運用

## (2) 事務事業のゼロベースでの見直し

事務事業の総点検を実施し、必要性・費用対効果の観点から、不要あるいは効果が乏しいものについて見直しを行います。

また、新たな行政課題に対応していくため、事務事業のスクラップアンドビルドやサンセット方式等の徹底を図るとともに、直営業務（技能労務職）の見直しを行います。

このほか、各種補助金について、補助率・補助金額の妥当性と効果等について評価・検討し、継続的な見直しを行います。

具体的な取り組み

### ①　事務事業の見直し【２６】〈総務局・財政局〉

全庁的に事務事業の総点検を実施し、必要性やサービス水準、市の関与の妥当性等の観点から検証し、不要あるいは効果が乏しいものについて見直しを行うとともに、スクラップアンドビルドやサンセット方式等の徹底に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度に総点検を実施し、27年度から順次見直し

### ②　直営業務（技能労務職）の見直し【２７】〈総務局・各所管局〉

「民間でできるものは民間に委ねる」の考え方のもと、引き続き、退職者不補充を基本とし、再任用職員や民間活力の活用を進めます。

実施にあたっては、公共サービスの提供の安定性や継続性の観点から、職員が直接執行すべき業務を精査し、適正な人員配置を図ります。

**【主な対象業務】**

○守衛業務 〈財政局〉
○電話交換業務 〈財政局〉
○公用車運転業務 〈財政局〉
○動物愛護業務 〈健康福祉子ども局〉
○燃やすごみ・紙収集業務 〈環境局〉

○熊本城管理業務 〈観光文化交流局〉
○動植物園管理業務 〈観光文化交流局〉
○土木業務 〈都市建設局〉
○学校給食業務 〈教育委員会〉 など

主なスケジュール　平成26年度から検討し、27年度から順次実施

### ③ 補助金の見直し【２８】〈財政局〉

「補助金見直しの基準（平成18年度策定）」に基づき、3年毎に全補助金の見直しを検討するほか、各年度の予算編成において進捗確認を行います。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

## (3) 民間活力等の活用

質の高いサービスの提供と費用対効果の観点から、引き続き、「民間でできるものは民間に委ねる」を基本に、民間の能力やノウハウを積極的に活用します。

また、市が直接管理運営する公共施設については、指定管理者制度等の導入を図ります。

**具体的な取り組み**

### ① 総務事務のアウトソーシング【２９】〈総務局〉

総務事務のうち、定型的・定例的な業務を再点検し、集約化した上で民間委託の拡大を進めます。

主なスケジュール　平成27年度までに決定・準備し、28年度から実施

### ② ファミリー・サポート・センター熊本のアウトソーシング【３０】〈健康福祉子ども局〉

ファミリー・サポート・センターの管理運営について、緊急子どもサポート事業と合わせて民間委託を実施します。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

### ③　熊本城マラソンの運営のあり方の見直し【３１】〈観光文化交流局〉

熊本城マラソンのより効果的・効率的な運営手法の検討や、民間による実施への移行など、運営のあり方の見直しを行います。

主なスケジュール　　平成26年度から検討し、順次実施

### ④　窓口業務等のアウトソーシング【３２】〈各区役所・健康福祉子ども局〉

介護認定業務や重度心身障がい者医療費助成などの窓口業務等を見直し、包括的委託に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から検討・準備し、27年度から継続実施

### ⑤　市営墓地・納骨堂管理における指定管理者制度の活用【３３】〈健康福祉子ども局〉

施設の設置目的の効果的な達成を図るため、指定管理者制度を導入します。

主なスケジュール　　平成27年度までに準備し、28年度から実施

### ⑥　環境工場業務体制の見直し【３４】〈環境局〉

環境工場における高い技術力を持った職員の育成を図るとともに、技術系職員の適正配置や民間との役割分担の観点から、より効率的な運営方法について検討します。

主なスケジュール　　平成27年度までに検討・決定し、28年度から実施

### ⑦　市民会館管理運営の見直し【３５】〈観光文化交流局〉

指定管理者制度の導入を含めた施設管理の見直しを図ります。

主なスケジュール　　平成29年度から実施

### ⑧　公設運動施設等における指定管理者制度の活用【３６】〈観光文化交流局〉

施設の設置目的の効果的な達成と専門性の確保を図るため、段階的な指定管理者制度の導入を検討します。

主なスケジュール　　平成26年度に検討・準備し、27年度から継続実施

### ⑨　図書館サービスの見直し【３７】〈教育委員会〉

図書館、図書分館、公民館分室のそれぞれの役割を踏まえながら、指定管理者制度の活用を含めた図書館サービスの見直しを図ります。

主なスケジュール　　平成26年度に図書館サービスビジョンを策定し、順次実施

## (4) 組織運営体制の適正化

区役所を中心としたまちづくりの着実な推進や、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応できる、簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、併せて、区役所・総合出張所・出張所におけるそれぞれの機能・役割を見直します。

また、係制や課長補佐級等の基本的職能、業務職場の体制等を見直し、より機能的な運営体制を確保します。

具体的な取り組み

### ①　組織体制の見直し【３８】〈総務局〉

区役所を中心としたまちづくりの着実な推進や、地方分権に伴う権限移譲、多様化・高度化する市民ニーズに対し、限られた人員・財源で的確に対応できる、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

### ②　クリーンセンター業務の見直し【３９】〈環境局〉

ごみ減量・リサイクルの啓発推進を図るため、ルール違反ごみ袋調査や啓発チラシのポスティングなどの業務を強化するとともに、ごみ収集体制における現在の民間との役割分担の検証や収集車の乗車体制の見直しに取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

## (5) 人材の育成の推進

職員一人ひとりが自発的かつ効果的に学ぶための研修体制を再整備し、職員のさらなるレベルアップに取り組むとともに、各局、各区における目標設定と共有化よる職場内のチームワークを強化します。

また、「熊本市職員」としての誇りと使命を再認識し、多種多様な市民ニーズに的確に応えることができる人材を育成します。

具体的な取り組み

① 総合的な人材開発の推進【４０】〈総務局〉

多種多様な市民ニーズに的確に対応していくため、職員一人ひとりが自発的かつ効果的に学ぶための研修体制を再整備し、専門性とコミュニケーション能力の向上など、職員のさらなるレベルアップに取り組むとともに、各局、各区における目標設定と共有化よる職場内のチームワークを強化し、組織全体としてのレベルアップを図ります。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

② 技術職員における技術力の向上【４１】〈都市建設局〉

公共工事の品質確保に必要な「技術力・知識・判断力等」の向上のため、技術研修等の派遣・実施、土木研究所との連携などにより、技術職員の育成を図ります。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

## (6) コンプライアンスの徹底

公務及び職員に対する市民の信頼を高めていくため、法令遵守はもとより、職員倫理意識の向上や不祥事根絶など、コンプライアンスの徹底を図ります。

具体的な取り組み

① 職員倫理意識の向上【４２】〈総務局〉

公務員としての倫理観を高めるため、公務員倫理や社会的要請に基づく事案をテーマとした研修などを定期的に実施するとともに、法令違反その他不正行為等の抑制・早期発見のため、内部通報等の各種制度の周知並びにその円滑な運用を図ります。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

② 内部統制システムの見直し【４３】〈総務局〉

本市の各種内部統制システムについて、その課題や目指すべき目標を踏まえながら常に検証と見直しを行い、組織マネジメントの強化を図ります。

主なスケジュール　平成26年度から検討・順次実施

## ＜方針Ⅲ　確固たる財政基盤の構築＞

### (1) 財政基盤の強化

財政基盤の強化に向けて新たな自主財源の確保に取り組むとともに、使用料、手数料などの受益者負担について、引き続き適正な水準を確保します。

また、市税や貸付債権などの徴収及び滞納整理の強化に向け、債権管理のあり方を検討します。

**具体的な取り組み**

#### ①　広告事業収入の拡大【４４】〈財政局〉

各局に広告事業の取り組み事例、効果等の周知・説明を行い、広告媒体の拡大による歳入の増加を図ります。

**主なスケジュール**　　平成26年度から継続実施

#### ②　区役所における広告事業の推進【４５】〈各区役所、企画振興局〉

施設内の空間（壁面、モニター等）を新たな広告媒体として活用し、広告事業の推進による歳入の増加を図ります。

また、得られた収入については、市民サービスや利便性の向上につながる新たな予算として還元できる仕組みをつくります。

**主なスケジュール**　　平成26年度から順次実施

### ③　各種財政指標の改善【４６】〈財政局〉

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の目標達成に向けた財政運営を行うとともに、経常収支比率、財政調整基金残高、市債残高についても引き続き目標値を設定し、健全な財政運営を行います。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

| | 熊本市 | | 政令指定都市平均（19市） |
|---|---|---|---|
| | 平成24年度決算 | **平成30年度目標値** | |
| ①実質赤字比率（＊11.25%） | 黒字 | **黒字を維持** | 19市が黒字 |
| ②連結実質赤字比率（＊16.25%） | 黒字 | **黒字を維持** | 18市が黒字 |
| ③実質公債費比率（＊25.0%） | 11.1% | **8.0%台** | 11.2% |
| ④将来負担比率（＊400.0%） | 120.7% | **150.0%以内** | 133.2% |
| ⑤経常収支比率 | 89.1% | **現状を維持** | 95.2% |
| ⑥財政調整基金残高 | 108億円 | **100億円台** | 167億円 |
| 〃　（１人あたり） | （14,823円） | **（14,000円台）** | （12,171円） |
| ⑦市債残高 | 2,265億円 | **2,500億円程度** | 7,269億円 |
| 〃　（１人あたり） | （309,621円） | **（340,000円程度）** | （492,320円） |

※　市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債を除く

※　１人あたり金額は、平成24年度末熊本市の住民基本台帳人口計　731,815人による

※　①～④の（＊）の数値は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく早期健全化基準

※　政令指定都市平均は平成24年度決算値

## 財政の中期見通し

平成 26 年度予算一般会計当初予算を基礎に今後 5 年間の中期財政見通しを策定しました。

試算にあたっては、具体的な制度改正が確実なものを除き、歳入・歳出ともに現行の行財政制度を基に推計しています。

〔歳入〕　（単位：億円、％）

| 項目 | H25 見込 | H26 | 伸率 | H27 | 伸率 | H28 | 伸率 | H29 | 伸率 | H30 | 伸率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 市税 | 952 | 971 | 2.0 | 966 | ▲ 0.5 | 972 | 0.6 | 979 | 0.7 | 966 | ▲ 1.3 |
| 地方交付税 | 362 | 350 | ▲ 3.3 | 337 | ▲ 3.7 | 323 | ▲ 4.2 | 319 | ▲ 1.2 | 332 | 4.1 |
| 臨時財政対策債 | 220 | 213 | ▲ 3.2 | 205 | ▲ 3.8 | 195 | ▲ 4.9 | 193 | ▲ 1.0 | 201 | 4.2 |
| 2. 実質的な地方交付税 | 582 | 563 | ▲ 3.3 | 542 | ▲ 3.7 | 518 | ▲ 4.4 | 512 | ▲ 1.2 | 533 | 4.1 |
| 3. 国県支出金 | 782 | 700 | ▲ 10.5 | 734 | 4.9 | 726 | ▲ 1.1 | 744 | 2.5 | 763 | 2.6 |
| 4. 市債（臨時財政対策債除く） | 213 | 235 | 10.3 | 350 | 48.9 | 289 | ▲ 17.4 | 285 | ▲ 1.4 | 262 | ▲ 8.1 |
| 5. その他 | 393 | 420 | 6.9 | 417 | ▲ 0.7 | 428 | 2.6 | 439 | 2.6 | 438 | ▲ 0.2 |
| 合計　A | 2,922 | 2,889 | ▲ 1.1 | 3,009 | 4.2 | 2,933 | ▲ 2.5 | 2,959 | 0.9 | 2,962 | 0.1 |

〔歳出〕　（単位：億円、％）

| 項目 | H25 見込 | H26 | 伸率 | H27 | 伸率 | H28 | 伸率 | H29 | 伸率 | H30 | 伸率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 義務的経費 | 1,596 | 1,623 | 1.7 | 1,655 | 2.0 | 1,681 | 1.6 | 1,699 | 1.1 | 1,728 | 1.7 |
| 人件費 | 467 | 475 | 1.7 | 486 | 2.3 | 482 | ▲ 0.8 | 473 | ▲ 1.9 | 471 | ▲ 0.4 |
| 扶助費 | 809 | 827 | 2.2 | 850 | 2.8 | 869 | 2.2 | 890 | 2.4 | 911 | 2.4 |
| 公債費 | 320 | 321 | 0.3 | 319 | ▲ 0.6 | 330 | 3.5 | 336 | 1.8 | 346 | 3.0 |
| 2. 投資的経費 | 451 | 437 | ▲ 3.1 | 572 | 30.9 | 477 | ▲ 16.6 | 483 | 1.3 | 449 | ▲ 7.0 |
| 3. その他の経費 | 864 | 828 | ▲ 4.2 | 789 | ▲ 4.7 | 783 | ▲ 0.8 | 772 | ▲ 1.4 | 774 | 0.3 |
| 合計　B | 2,911 | 2,888 | ▲ 0.8 | 3,016 | 4.4 | 2,941 | ▲ 2.5 | 2,954 | 0.4 | 2,951 | ▲ 0.1 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収支　A－B | 11 | 1 | ▲ 7 | ▲ 8 | 5 | 11 |

## 熊本市中期財政の見通し・試算の前提

## 歳入・歳出項目別試算の前提条件

〔歳入〕

1. 市税

現行税制のもと、過去の実績等を勘案した上で、確定している税制改正等影響について反映させて推計。

政府が示す経済成長率等、経済情勢の変化は考慮しない。

2. 実質的な地方交付税

地方交付税及び臨時財政対策債（地方交付税の振替分）の合計。

臨時財政対策債償還額増加分を加算するとともに、地方消費税交付金の増収分を減算。

3. 国県支出金

扶助費や投資的経費などの歳出に、現行の補助率を乗じて積算。

4. 市債（臨時財政対策債除く）

投資的経費に充当する通常債については、歳出にあわせ積算。

〔歳出〕

1. 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

（人件費）中期定員管理計画に基づく職員数を考慮し、退職手当の所要額等を勘案して推計。

（扶助費）生活保護費、保育所運営費等項目別に過去の実績等を勘案した上で推計。

（公債費）過去の発行分については償還計画により、今後の発行分については理論計算により推計。

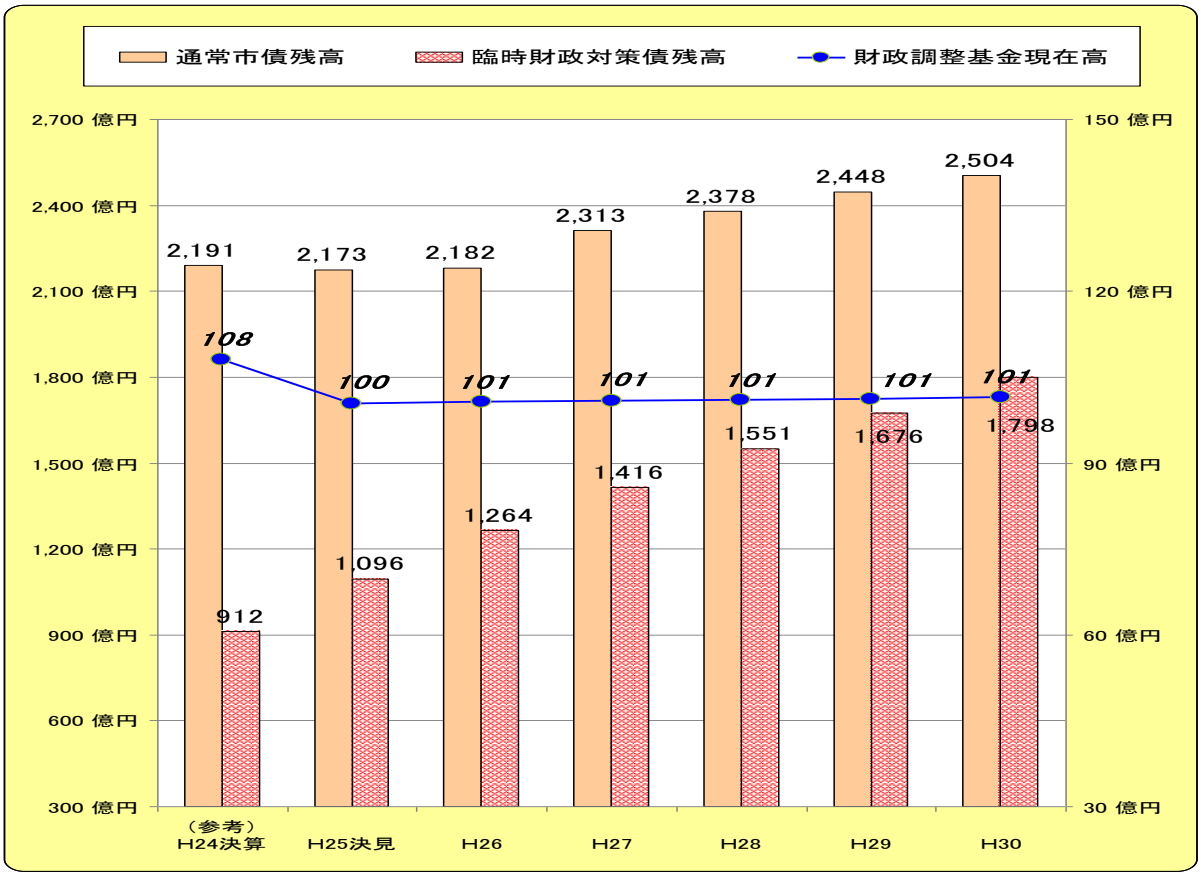
2. 投資的経費

個別の事業計画と今後の収支見通しを勘案し推計。

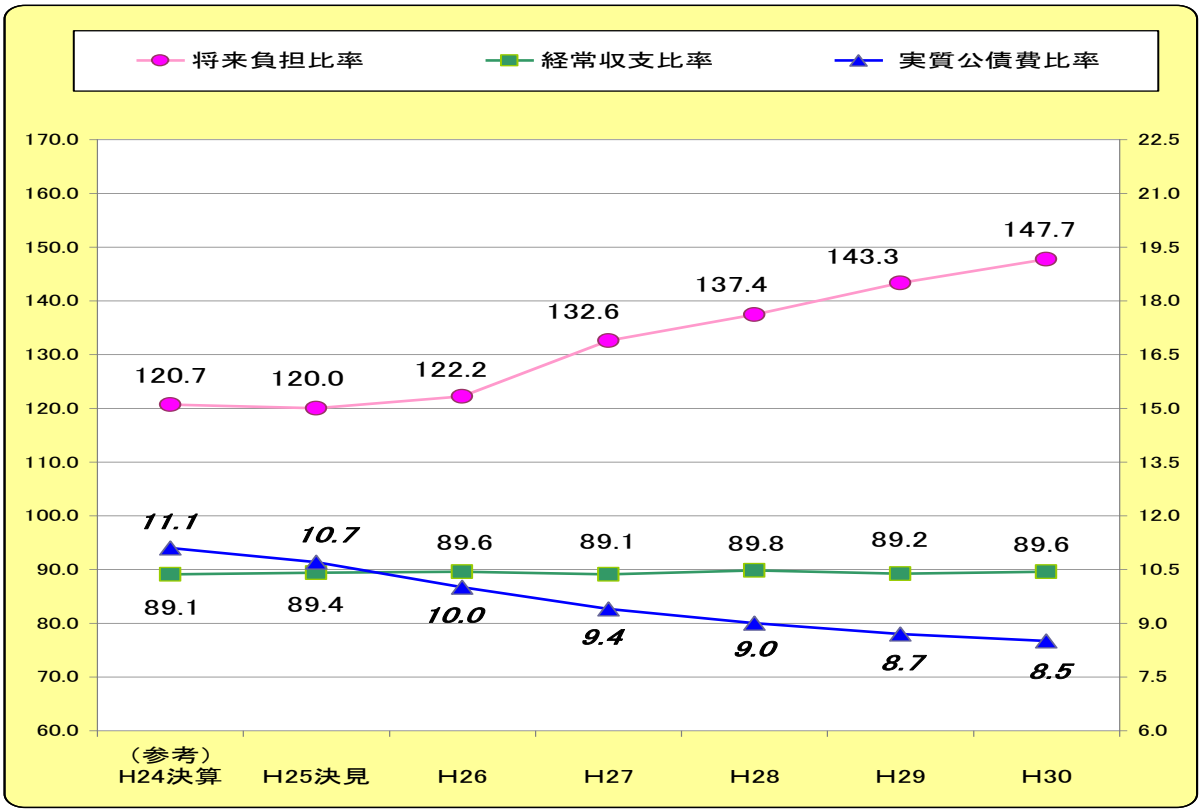
3. その他の経費

他会計への繰出金や物件費など、過去の推移等を勘案して推計。

■市債残高・財政調整基金現在高の推移（億円）




■実質公債費比率・将来負担比率・経常収支比率の推移（%）



## 財政用語の説明

◆ **実質赤字比率**

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもの。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく早期健全化基準

（以下、早期健全化基準）：11.25％

◆ **連結実質赤字比率**

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもの。

早期健全化基準：16.25％

◆ **実質公債費比率**

一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもの。

早期健全化基準：25.0％

算式：（地方債元利償還金等－元利償還金等に充てられる特定財源－元利償還金等に係る基準財政需要算入額）／（標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要算入額）

◆ **将来負担比率**

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。

早期健全化基準：400.0％

算式：（地方債現在高＋債務負担行為等に基づく将来の支出予定額等－地方債現在高等に係る基準財政需要算入見込額等）／（標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要算入額）

◆ **経常収支比率**

経常的経費に充当された一般財源等の比率で、財政構造の弾力性を判断するための指標。

◆ **財政調整基金**

経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合や、災害など必要やむを得ない理由により経費が生じた場合に取り崩す基金。

◆ **市債**

建設事業等の資金調達のための借り入れで、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

◆ **標準財政規模**

市に見込まれる市税収入（標準税収入額）と普通交付税等の合計で、一般財源の標準的な規模とされるもの。

◆ **基準財政需要額**

普通交付税の算定基礎となるもので、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定した額のこと。

◆ **債務負担行為**

数年度にわたる建設工事、土地の購入等、翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

### ④　各種市民サービスにおける受益者負担の見直し【４７】〈財政局〉

使用料・手数料については、公益性・必需性の観点から分類し、見直しを検討します。

また、使用料・手数料以外の受益者負担についても、負担のあり方の見直しを検討します。

主なスケジュール　　平成26年度に検討し、27年度から実施

### ⑤　債権管理のあり方の検討【４８】〈財政局〉

債権管理に関する方針を策定し、債権管理条例の制定や債権管理の一元化組織の設置に向けた検討を行います。

主なスケジュール　　平成26年度に債権管理条例を、27年度に債権管理の一元化組織を検討

### ⑥　市税収納率の向上【４９】〈財政局〉

税収の安定的な確保に向けて、徴収業務と滞納処理業務を強化するとともに、初期滞納者への滞納対策の推進を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

### ⑦　適正な公有財産の管理【５０】〈財政局〉

未利用の土地について、積極的な情報提供を行うことにより、市全体における利活用を進めるとともに、利活用の予定がない土地については公売等を行い、管理経費の軽減を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

### ⑧　東部・西部環境工場における経済的運転管理手法の見直し【５１】〈環境局〉

東部・西部環境工場においてこれまで実施してきた経済的運転管理について、より経済性を高めるため、新たな対策項目の抽出と体系化、組織的運用を継続して実施します。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

⑨　競輪事業中期経営計画の策定・推進【５２】〈農水商工局〉

競輪事業の活性化と経営安定化を図るため、中期経営計画を策定し、売上げ向上策や経費縮減等に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度に計画策定、27年度から順次実施

⑩　公共事業コスト構造改善【５３】〈都市建設局〉

公共事業コスト構造改善プログラムに基づく取り組みにより、コストと品質管理の両面から見た総合的なコスト改善を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

## (2) 総人件費の抑制

将来を見据えた職員体制の適正化に向けて、新たな中期定員管理計画を推進するとともに、再任用職員、嘱託職員等を含めた総数管理の仕組みを構築し、総人件費の抑制を図ります。

また、事務事業の見直しや効率化を図り、時間外勤務を縮減します。

具体的な取り組み

①　定員管理の推進【５４】〈総務局〉

正職員数の適正化に向けて、中期定員管理計画を推進するとともに、再任用職員、嘱託職員、臨時職員等を含めた総人件費の適正な管理に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

○中期定員管理計画の概要

（目標値）

平成26年4月1日の職員数6，420人から5年間で120人削減し、平成31年4月1日には6,300人体制とします。

（内訳）

| | |
|---|---|
| (1)第6次総合計画の重点分野及び新たな行政課題への対応 | ＋210人 |
| (2)再任用職員の技術・能力の活用 | ▲ 70人 |
| (3)民間活力等の活用 | ▲ 85人 |
| (4)事務事業・組織機構の見直しなど | ▲175人 |

### ②　給与制度の適正化【５５】〈総務局〉

人事委員会の勧告や国の動向等を踏まえながら、給与水準の継続した点検を行い、必要に応じて見直しを図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

### ③　再任用職員の活用【５６】〈総務局〉

再任用職員のこれまで培ってきた多様な専門的知識と経験を活用できる環境を整備するとともに、嘱託職員、正職員等との置き換えなどによる効果的な活用を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

### ④　時間外勤務の縮減【５７】〈総務局〉

民間委託も含めた徹底的な事務事業の見直しと効率化を図り、時間外勤務の縮減に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

## (3) 公共施設等の最適化

公共施設について、人口構造の変化や市民ニーズ、利用状況等を分析し、長寿命化による維持管理費の平準化に取り組むとともに、将来的な施設のあり方や必要性を検証し、統廃合などにより適正配置を図ります。

**具体的な取り組み**

### ①　公共施設マネジメントの構築【５８】

〈総務局・財政局・企画振興局・都市建設局〉

本市の公共施設について、用途別・地域別の特性や利用状況などを総合的に捉えた「施設白書」を作成し、将来に向けたマネジメント計画の策定及び個別事業計画の推進に取り組みます。

主なスケジュール　　平成27年度に施設白書を作成、28年度から方針及び個別計画の策定

② 橋梁長寿命化修繕計画の推進【５９】〈都市建設局〉

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、防災・安全交付金等の国の制度を活用しながら、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保に取り組みます。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

③ 市営住宅等長寿命化計画の推進【６０】〈都市建設局〉

市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を行うことで市営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化に取り組みます。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

④ 市有建築物の長寿命化実施計画の策定・推進【６１】〈都市建設局〉

各施設の屋根や外壁、重要な設備機器等について、「事後保全」から「予防保全」に転換し計画的な維持保全を行うことで、市有建築物の長寿命化と維持管理費の平準化を図ります。

主なスケジュール　平成27年度に決定し、28年度から実施

⑤ 公園施設長寿命化計画の推進【６２】〈都市建設局〉

防災・安全交付金等の国の制度を活用しながら、公園施設の長寿命化計画を実施し、市民が安心して利用できる公園づくりに取り組みます。

主なスケジュール　平成26年度から継続実施

⑥ 学校施設長寿命化計画の検討・策定【６３】〈教育委員会〉

老朽化した学校施設の再生整備のあり方について、国の施策の動向を注視しながら、「熊本市学校規模適正化基本方針」を踏まえて、効率的・効果的な整備計画を検討・策定します。

主なスケジュール　平成26年度から調査検討し、30年度計画策定

## （4）公営企業の改革

各公営企業における経営健全化計画等の着実な推進を図るとともに、包括的な民間委託や地方独立行政法人制度等の経営形態について検討します。

また、企業局職員の給与や職員体制については、経営状況等を踏まえ、引き続き適正化に努めます。

**具体的な取り組み**

### ①　交通事業の経営健全化の推進【６４】〈交通局〉

乗客増等による増収対策、職員配置の見直し、未利用地の売却を主な取組みとする経営健全化計画の着実な推進と、新たな経営計画の策定に取り組むとともに、持続可能な軌道事業のあり方について検討します。

**主なスケジュール**　平成26年度から継続実施

### ②　組織機構の適正化【６５】〈上下水道局〉

組織、機構及び計画の3つの側面から見直しを行い、事業体系に即した簡素で効率的な経営体制を構築するとともに、業務水準や業務量に応じた定員管理を進めます。

**主なスケジュール**　平成26年度から継続実施

### ③　民間的経営手法の有効活用【６６】〈上下水道局〉

より効率的・効果的な事業運営を推進するため、企業としてのコスト意識を高めながら、さらなるアウトソーシングの推進や再任用職員の活用を図ります。

**主なスケジュール**　平成26年度から検討・順次実施

### ④　上下水道事業経営基本計画の財政見通しの見直し【６７】〈上下水道局〉

事業環境の変化に応じて財政見通しを随時見直し、安定した事業経営を推進します。

**主なスケジュール**　平成26年度から随時検討・実施

⑤　熊本市民病院経営改善計画の策定・推進【６８】〈病院局〉

医療の質及び安全性の向上を目指すために、院内事業体制を再確認するなど、現アクションプログラムの見直しを図ります。

主なスケジュール　　平成26年度に検討・決定、27年度から実施

⑥　熊本市民病院の経営形態の検討【６９】〈病院局〉

安定した経営の下で良質な医療を継続して提供する持続可能な病院経営を行うために、新病院基本計画や新病院建替えを踏まえて、地方独立行政法人化も含めた経営形態の検討を行います。

主なスケジュール　　平成28年度に方針決定

## (5) 外郭団体の改革

第4次外郭団体経営改革計画を策定し、さらに自立化に向けた取り組みを進めるとともに、団体の必要性と役割を明確化し、団体の統廃合など抜本的な改革を検討します。

また、外郭団体に対して支出する補助金、委託料について、引き続き必要性や妥当性について検証し、適宜見直しを図ります。

具体的な取り組み

①　第４次外郭団体経営改革計画の策定・推進【７０】〈総務局・外郭団体所管局〉

第4次外郭団体経営改革計画を策定し、公益性の観点に立った外郭団体の必要性及び役割の明確化を図ります。

主なスケジュール　　平成26年度から継続実施

②　水道サービス公社と下水道技術センターのあり方の検討【７１】〈上下水道局〉

簡素かつ効率的な組織体制とするため、水道サービス公社と下水道技術センターの統合を目指すとともに、経営状況の改善に取り組みます。

主なスケジュール　　平成26年度に申請準備、27年度に認可手続き、28年度から新法人設立

# 7　実施プログラム

次ページより、実施プログラムを掲載しています。その表記については、下記のように統一しています。

また、矢印は 2 種類に分けており、網掛けはプログラムの実施を、白色は実施に向けた準備を表しています。

その他、取り組み内容により、下記内容を組み合わせた表記となっているものもあります。

**実施**

- プログラムの実施項目に具体的に取り組むことを表しています。

**継続実施**

- これまでの行財政改革計画において実施してきた項目に、引き続き取り組むことを表しています。
- 今計画期間中に新たに取り組む項目については、複数年度にわたり継続して取り組むことを表しています。

**順次実施**

- 実施項目を段階的に取り組むことを表しています。

**試行**

- 検討した内容等がもたらす効果を検証するため、試験的に取り組むことを表しています。

**検討**

- プログラムの実施に向け、調査や関係機関との協議等を行うことを表しています。

**決定**

- 取り組み方針、実施内容等の決定を表しています。

**準備**

- プログラムの実施に向け、所定の手続き等の準備を行うことを表しています。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 1 | 質の高い区政サービスの提供 |
| **プログラム名** | 1 | **特色あるまちづくり事業の推進** |
| 所管課 | 各区役所総務企画課、まちづくり推進課、区政推進課 | |

**【　実施概要　】**

〇区役所が拠点となって、より住民に身近な、市民協働によるまちづくりを推進できる仕組みを作る。
〇区民の参画によって、区の特性を生かしたまちづくりを推進するために、まちづくり懇話会や住民ワークショップ開催等の様々な区民の意見を反映させるための機会を設ける。
〇自然、歴史、文化などの地域資源を活用し、区の特性を生かしたまちづくりを行うために、様々な地域団体や市民団体等と協働し、まちづくりビジョンに基づく事業を実施する。
〇区のまちづくり推進経費の拡充を図り、各区で行うまちづくり推進事業を充実させる。
〇地域コミュニティの活性化を図るために、地域リーダー養成や地域団体連携等、地域団体の活動促進の支援に取り組む。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特色あるまちづくり事業 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇区民満足度の高い、特色あるまちづくりの実現が図られる。 | | |
| 指標 | ①区役所で行っている業務や手続きについて満足している市民の割合<br>②区役所のまちづくり活動を身近に感じる市民の割合 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | ①43.4%<br>②18.8% | ①67%<br>②26% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇区の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、平成２５年３月に区民と行政との協働によるまちづくりの指針としてまちづくりビジョンを策定した。

（課題）
〇今後、まちづくりビジョンに基づき、市民参画と協働により、区の特性を生かした特色あるまちづくり事業の推進を図っていく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 1 | 質の高い区政サービスの提供 |
| **プログラム名** | 2 | **区役所の機能強化** |
| 所管課 | 区政推進課、各区役所総務企画課 | |

**【　実施概要　】**

○本庁と区役所との情報共有に努め、区役所が把握する地域のニーズや課題などを踏まえ企画・提案を行い、政策に反映できる仕組みを作る。また、本庁と区役所との役割、連携などを規定し責任の所在を明らかにする。
○区の自主性・独自性を発揮し、区民ニーズに的確に応えるため、区役所における意思決定や権限に基づく運営ができる仕組みを作る。
○区のまちづくりに関する経費については、各区がそれぞれの実情に応じて直接予算要求を行い、区長権限で執行する仕組みを作る。また、本庁が所管する事業予算についても、各区の意見・要望が反映される仕組みを作る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役割分担の明確化 | 検討・準備 | | 順次実施 | | |
| 区役所における意思決定や権限に基づく運営の仕組みづくり | | 検討・準備 | | 順次実施 | |
| 区の予算要求及び意見要望が反映される仕組みづくり | | 検討・準備 | | 順次実施 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○地域の情報拠点としての区役所機能の向上につながる。<br>○業務量等による実態に応じた効率的な区政運営につながる。<br>○区における予算執行により自律した区政運営につながる。 | | |
| 指標 | ①区役所で行っている業務や手続きについて満足している市民の割合<br>②区役所のまちづくり活動を身近に感じる市民の割合 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | ①43.4%<br>②18.8% | ①67%<br>②26% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○本庁と区役所が果たす役割と責務が明確でなく、本庁と区役所間の連携が不十分であり、特に本庁が実施する事業のうち区民生活に直接影響するもの（例えば、農業や土木等のハード整備事業）については、区役所に対して情報提供する仕組みが確立していないため、区民への情報提供が十分に果たせていない。
○業務量の変化に的確に対応できる体制が図れておらず、業務が効率的に行えていない面が見受けられる。
○予算については、本庁主務課から必要に応じ区役所に再配当を行い執行しており、流用等にあたっては主務課の調整を必要とするため、迅速かつ効率的な予算執行の妨げとなっている。

（課題）
○本庁が実施する事業については、区役所に対して情報提供する仕組みを確立するなど、本庁と区役所の役割分担を明確にし、連携強化を図る必要がある。
○業務量の変化や職員の適性に応じた職員配置による柔軟かつ効率的な区政運営の仕組みが必要である。
○まちづくり関係予算の迅速かつ効率的な執行ができる仕組みが必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 1 | 質の高い区政サービスの提供 |
| **プログラム名** | 3 | **区役所・出張所のあり方とまちづくり推進体制の見直し** |
| 所管課 | 区政推進課、生涯学習推進課、教育政策課、青少年育成課、<br>各区役所総務企画課、まちづくり推進課、総合出張所、出張所 | |

**【　実施概要　】**

○区役所、出張所等のあり方及び機能再編について検討を行い、実施方針を策定する。
○まちづくり支援業務・公民館業務・児童館業務を一体的に担っているまちづくり交流室についても再整理し、まちづくり支援機能強化に向け体制を整備する。
○社会保障・税番号制度導入にあわせ、コンビニエンスストア等での証明書発行や区役所の市民が利用しやすい時間帯の開庁等の窓口利便性の向上を検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施方針の策定 | 検討・決定 | 継続実施 | | | |
| まちづくり支援機能強化に向けた体制の整備 | 検討・決定 | 継続実施 | | | |
| コンビニエンスストア等での証明書発行・区役所の市民が利用しやすい時間帯の開庁等 | 検討 | 準備 | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○時間外勤務が多い職場やまちづくり部門への職員の再配置が可能となる。<br>○まちづくり推進体制の強化による、まちづくりビジョンに基づくまちづくり事業の推進が図られる。<br>○コンビニエンスストアでの証明書発行、市民が利用しやすい時間帯の開庁等による市民の利便性、満足度の向上が図られる。 | | |
| 指標 | ①区役所で行っている業務や手続きについて満足している市民の割合<br>②区役所のまちづくり活動を身近に感じる市民の割合<br>③実施方針決定後に目標値を設定する。 | 基準値（H24年度）<br>①43.4%<br>②18.8% | 目標値(H30年度)<br>①67%<br>②26% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○市民ニーズが多様化する中、区役所には総合的な行政サービスを提供するとともに、地域課題解決に向けたアドバイスを行うなどのまちづくりコーディネーターの役割が求められている。
○区役所、出張所等の窓口サービスやその配置については、需要や費用対効果を検証し効率化を図ることも必要となってきている。
○公民館における学習活動の成果をまちづくり活動に生かすため、まちづくり交流室が公民館業務を担っている。

（課題）
○政令指定都市に移行後２年が経過したことをうけ、区役所・出張所のあり方・役割を検証し、その機能や配置を見直すことにより、行政サービスを効果的、効率的、総合的に市民に提供する体制整備が必要である。
○まちづくり支援機能の強化を図る中で、本市の地域における社会教育振興拠点施設である公民館のあり方を検討する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 1 | 質の高い区政サービスの提供 |
| **プログラム名** | 4 | **利用者にやさしい区役所づくり** |
| 所管課 | 区政推進課、各区役所総務企画課、区民課、総合出張所、出張所 | |

**【　実施概要　】**

○窓口接遇の向上、情報セキュリティ、コンプライアンスの強化、業務知識の向上等を図るために、職員に共通する実践的な集合研修を実施する。
○まちづくりを区全体で行うための職員意識の向上を図る。
○市民が区役所を身近に感じ、気軽に訪れることができる取組みを行う。（特産品等の展示、紹介など施設空間の活用等）
○庁舎内外のサインや段差などユニバーサルデザインの視点から再点検を行う。
○区役所窓口の混雑緩和に向けたHPへの混雑状況の掲載など様々な取り組みを行う。
○特に中央区は来庁者への初期段階での案内・誘導を確実に行うため、フロアマネージャーの配置を検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 各区役所・出張所でのプロジェクト実施 | 検討・実施 | | | | |
| 職員意識向上への取り組み | 継続実施 | | | | |
| 身近に感じる取り組み | 継続実施 | | | | |
| 窓口混雑緩和への取り組み | 検討・決定 | 継続実施 | | | |
| フロアマネージャー配置の検討・実施 | 検討・決定 | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○市民へのサービス向上が図られる。<br>○職員の意識向上が図られる。 | | |
| 指標 | ①区役所で行っている業務や手続きについて満足している市民の割合<br>②区役所のまちづくり活動を身近に感じる市民の割合 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | ①43.4%<br>②18.8% | ①67%<br>②26% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○政令指定都市移行に伴い、５つの区役所を設置し住民に身近な行政サービスの提供に努めている。

（課題）
○区役所の機能を最大限に発揮し、市民満足度の高いサービスの提供を行い、市民に区役所を身近に感じることができる施設にしていく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 1 | 質の高い区政サービスの提供 |
| **プログラム名** | 5 | **区民課窓口業務の見直し** |
| 所管課 | 区政推進課、各区役所区民課 | |

**【　実施概要　】**

○各区役所・出張所等で行っている戸籍・住民異動等の業務の集約化を行うなどの効率化を図るとともに、業務量に応じた柔軟な対応ができるよう民間委託等も視野に入れた見直しを図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 業務集約化の見直し | 検討・決定 | 準備 | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○住民票を発行するまでの時間が短縮され、利用者のサービス向上が図られる。 | | |
| 指標 | ①区役所で行っている業務や手続きについて満足している市民の割合<br>②窓口対応に満足している市民の割合<br>③住民票を発行するまでの処理時間<br>④実施方針決定後に目標値を設定する。 | 基準値（H24年度）<br>①43.4%<br>②80.0%<br>③30分 | 目標値(H30年度)<br>①67%<br>②85%<br>③20分 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○戸籍・住民異動等の事務は、３月末から４月当初の繁忙期に業務が集中することから窓口が混雑し、受付処理に時間がかかり、１～３日程度の日数を要している。
○また、各区役所・出張所の住民異動等の処理後の証明発行時間（日数）にばらつきがあり、国保・年金や児童手当等の諸手続きに影響がでている状況である。

（課題）
○戸籍・住民異動等の事務については、全市同じレベルでのサービス提供や利便性の向上を図るため、民間委託も含めた業務の集約化を検討し、繁忙期の対応や各区役所・出張所等における証明発行時間の差を解消する必要がある。

**【　その他　】**

○指標の処理時間は、住民異動等の届出受理から住民票発行までの平均的な処理時間

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 2 | 市民参画と協働の推進 |
| **プログラム名** | 6 | **市民参画の推進** |
| 所管課 | 市民協働課 | |

**【　実施概要　】**

○職員の市民参画に対する意見やその推進に向けた提案などを踏まえ、平成１９年度に策定したＰＩ[※1]マニュアルの必要な見直しを行う。
○マニュアルに基づき、ＰＩ協議[※2]を適正に実施し、特に、ＰＩ協議を行う時期については、早い段階（計画や施策の構想段階など）での協議を徹底する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| PIマニュアル改訂・実施 | 検討 | 実施 | | | |
| PI協議の適正実施 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○市民参画機会の増加と質の向上につながる。 | | |
| 指標 | ○全細事業に占める市民参画を行った事業の割合 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 32% | 50% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○平成23年度の自治推進委員会からの答申において、市民参画で重要な役割を果たすパブリックコメントや審議会などの市民参画が形式的・画一的に実施されているとの指摘を受けた。
○早い段階（施策や計画の構想段階など）でのPI協議が市民参画の機会の確保として望ましいが、現状は意思決定直前における協議が多く、市民参画を行うための時間が少ない状況にある。

（課題）
○今後は、市民参画の数や量を増やすだけでなく、幅広く市民が参画できるよう事業の性質に応じた効果的な参画の手法を選択し、適正なタイミングで実施することができる仕組みづくりを検討し、市民参画の効果的な機会と質の向上を図る必要がある。

**【　その他　】**

○[※1]ＰＩ・・・施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民に情報を提供したうえで価値観を見極め、調整しながら柔軟に政策立案を進める市民参画の理念、プロセスのこと。
○[※2]ＰＩ協議・・・ＰＩの理念やプロセスを実施するために、市の全ての事業や計画を対象として、事業主管課と市民協働課において、そのタイミングや手法など適切な市民参画の実施が予定されているか確認する協議のこと

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 2 | 市民参画と協働の推進 |
| **プログラム名** | 7 | **市民協働事業促進の仕組みづくり** |
| 所管課 | 市民協働課 | |

**【　実施概要　】**

○第６次総合計画実施計画における細事業ごとの市民参画・協働※1の取り組み状況調査から、特に「協定・契約」での課題等を整理する。
○協働事業を進める上でのプロセス手順書を作成し、全庁的な活用を図る。
○協働事業の事例をまとめ、ＨＰ等で公表する。
○ＮＰＯ法人※2を支える環境について税制面から支援するため、外部委員による検討委員会を設置し、「NPO法人条例個別指定制度」を創設する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 協働事業の課題整理 | 順次実施 | | | | |
| 協働プロセス手順書の作成 | 検討・実施 | 順次実施 | | | |
| 協働事業事例集の広報 | 検討・実施 | | 継続実施 | | |
| ＮＰＯ法人条例個別指定制度の創設 | 検討・実施 | 順次実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○職員の協働に関する意欲の向上が図られる。<br>○自分たちのまちは自分たちでつくるという市民意識の醸成につながる。<br>○指定ＮＰＯ法人の活動の活性化につながる。 | | |
| 指標 | ○全細事業に占める市民と協働を行った事業の割合 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 23.8% | 32.0% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○協働事業は、市民や市民活動団体等と行政がお互いの強みを生かして一体となって地域の課題解決に取り組むものであり、今後ますます重要になっていくものである。
○本市では、ようやくその概念が定着してきたものの、実際の事業として地域の課題に積極的に活用されている状況にあるとは未だに言い難い。その主な原因として、市民、行政の双方に協働のメリットが十分に理解されていないことや、事業の実施に係る具体的なノウハウが蓄積されていないことなどが考えられる。

（課題）
○協働事業の一層の促進を図るためには、協働のメリットを広く周知するとともに、形態に応じた契約等の方法及び事業の実施に至るプロセスをまとめた協働のノウハウを示すことが重要である。また、新しい公共の担い手であるＮＰＯ法人の健全な発展のため、税制面から支援する制度を検討する必要がある。

**【　その他　】**

○※1協働・・・同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い協力すること。
○※2NPO法人・・・様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 2 | 市民参画と協働の推進 |
| **プログラム名** | 8 | **防災サポーターの導入** |
| 所管課 | 消防課 | |

**【　実施概要　】**

○災害時において、能力や事情に応じて特定の活動に参加する「機能別団員※1（防災サポーター)制度」を大学生等を対象に平成26年度から導入する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 機能別団員制度の導入 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○避難所において、応急救護、物資の管理・配布、正確な避難状況の把握などを行うことにより、地域防災力が向上する。 | | |
| 指標 | ○機能別団員（防災サポーター）の新規入団者数を延べ５００名程度確保する。 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 0人 | 延べ500人程度 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○消防団員の高齢化等に伴い退団者は増加の傾向にあり、また新規入団者の確保が困難であることから、地域によっては減少の一途を辿っている。

（課題）
○消防団員数の減少は、地域における防災力の低下につながり、大規模災害発生時の迅速かつ的確な対応に大きな支障を来たす恐れがあるため、団員の確保が急務となっている。

**【　その他　】**

○※1機能別団員・・・能力や事情に応じて特定の活動に参加する消防団員をいうもので、全国的にも「防災サポーター」等の親しみやすい名称で活動を行なっている。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 2 | 市民参画と協働の推進 |
| **プログラム名** | 9 | **審査基準・処分基準の公開** |
| 所管課 | 法制課 | |

**【　実施概要　】**

○市の事務事業のうち基準が必要な処分を抽出し、基準の作成率を向上させる。
○審査基準・処分基準の公開・更新をするための情報システムを構築し、各課が随時公開内容を更新できるようにする。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公開用システム構築 | 実施 | | | | |
| 基準作成指導、公開 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○行政情報の共有化により市民参画に資することができ、行政処分の公正性、透明性が向上する。 | | |
| 指標 | ①基準作成率<br>②公開率 | 基準値（H24年度）<br>①-<br>②- | 目標値(H30年度)<br>①100%<br>②100% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○行政手続法及び行政手続条例上行政庁の処分に関しては、許認可等の処分については審査基準を作成し公にする義務があり、また、不利益処分については処分基準を作成し公にする努力義務がある。

（課題）
○基準未作成の処分が見受けられ、また、基準を公にする手法が統一化されていない。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 10 | **社会保障・税番号制度の活用** |
| 所管課 | 区政推進課、情報政策課、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

○個人番号を利用する手続きの選定、情報システムの整備、個人番号の指定、個人番号カードの交付、制度の広報、個人情報保護評価など、各関係部局との協議・連携により、制度の円滑な導入に向けて取り組みを行う。
○コンビニエンスストアでの証明書発行など、本市独自の利用についても積極的に取り組み、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 個人番号を利用する手続きの選定・準備 | 検討・決定 | 準備 | | | |
| 個人番号通知※1 | | 継続実施 | | | |
| 個人番号カード交付※2 | | 継続実施 | | | |
| 個人番号制度の運用※2 | | 順次実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○市民にとって利便性の高い公平・公正な行政サービスの提供ができる。<br>○行政機関から市民へのプッシュ型サービス※3の提供ができる。<br>○行政事務の効率化によるコスト削減が可能となる。 | | |
| 指標 | 手続きの選定後に目標値を設定する。 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○平成25年5月、社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定された。（番号制度）
○この制度の導入にあたっては、情報システムへの影響や広範囲にわたる事業への活用が想定されることから、市長を本部長とする全庁組織として「熊本市番号制度推進本部」を設置し、その検討を始めたところである。

（課題）
○「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する地方公共団体の責務に基づき、円滑な社会保障・税番号制度を導入するため、番号運用や市民サービスの創出、システム改修や条例等の整備など的確に進めていく必要がある。
○社会保障・税番号制度の導入にあたっては、市民サービス向上と事務の効率化の両面から検討が必要である。

**【　その他　】**

○※1個人番号通知・・・平成27年10月より通知
○※2個人番号カード交付及び制度の運用・・・平成28年1月より開始
○※3プッシュ型サービス・・・行政機関間の情報提供記録を開示する等の機能を有する情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置し、ひとり一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 11 | **公共データの民間開放(オープンデータ)への取り組み** |
| 所管課 | 情報政策課、統計課、交通政策総室、河川課、公園課、危機管理防災総室、観光振興課、管路維持課、医療政策課、広報課、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

○熊本市が保有している統計情報等を利用可能なデータとして積極的に公開することにより、市民生活の利便性向上や企業活動の活性化を図る。
○公開にあたっては、個人情報保護や公開データの活用の可能性や公開方法などの課題整理・検討を行う。
（例）考えられるデータ
・町丁別人口などの統計情報
・避難場所・津波避難ビル等の災害時に役立つ施設情報、ハザードマップ
・市内公園等のトイレ情報、消火栓情報、ＡＥＤ設置場所情報といった施設情報
・観光情報、議会情報、文化財情報、市内のWi-Fi設置場所、バス運行情報　等

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| オープンデータの公開 | 検討 | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○行政の透明性の向上、行政に対する信頼性の向上が図られる。<br>○民間企業や個人の創意工夫による新たな事業参入等が期待できる。 | | |
| 指標 | 検討時（平成26年度）に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○市の統計情報等のデータを、市民や民間企業が利用しやすい形で公開していない。
○市内部においても、一部の統計情報等については、各種計画策定や事業の企画立案に利用できない状況にある。

（課題）
○市民生活の利便性向上や民間企業の活動の活性化のために、統計情報等のデータを積極的に利用しやすい形で公開する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 12 | **中心市街地、観光施設等の無料Wi-Fi環境整備** |
| 所管課 | 情報政策課、商工振興課、観光振興課、シティプロモーション課<br>危機管理防災総室、区政推進課、生涯学習推進課 | |

**【　実施概要　】**

○中心市街地の観光施設、公共施設において、国内外からの来訪者等の利便性の向上を図るため、無料Wi-Fi環境を整備する。また、上通、下通、新市街の商店街に対し、Wi-Fiサービスの継続提供を要請する。
○防災上必要な公共施設において、災害時の情報伝達手段として活用可能な無料Wi-Fi環境を整備し、安全安心なまちづくりを目指す。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中心市街地の観光施設、公共施設の環境整備 | 準備・順次実施 | | | | |
| 公共施設（災害関連）の環境整備 | 準備・順次実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○国内外からの来訪者の利便性向上につながる。<br>○災害時に市民の情報伝達手段の一つとして活用が可能である。 | | |
| 指標 | 準備時に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○スマートフォン、タブレット等の普及により、Wi-Fi環境の整備が求められており、特に、外国人観光客にとっては、無料で利用できるWi-Fi環境が無ければ、観光・交通等の情報の取得が困難である。
○災害時には、情報通信が一気に集中するため携帯電話回線や固定電話回線だけでは繋がりにくい状況がある。

（課題）
○現在、上通、下通、新市街の商店街についてはスマートひかりタウンプロジェクトにより試行的に環境整備を行ったが、今後中心市街地の観光施設・公共施設へ環境整備を進める必要がある。
○運用費用について、現在は試行段階のため熊本市が負担しているが、本格運用に向け各商店街への移行が必要である。
○外国人観光客に対して、関係各課等との連携による無料Wi-Fi環境整備箇所等の周知が必要である。
○災害時における避難所等への無料Wi-Fi環境整備に関しては、平時における有効活用策の検討が必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 13 | **熊本市優待証及び乗車券のあり方の検討** |
| 所管課 | 健康福祉政策課 | |

**【　実施概要　】**

○TO熊カードのＩＣカード化に伴う熊本市優待証及び乗車券の見直しを行う。
○制度を持続可能なものとするため、高齢化やさまざまな社会情勢の変化を踏まえ、制度対象の範囲や所得制限・利用額の設定などについて、継続的に、そのあり方を検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 熊本市優待証及び乗車券のあり方の検討 | 検討 | | | | |
| TO熊カードのＩＣカード化に伴う見直し | 準備 | 実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○持続可能な制度の維持が図られる。<br>○高齢者・障がい者の外出機会の増加に寄与する。<br>○経済波及効果の拡大が見込まれる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○対象者数は今後も増加が見込まれている。（対象となる高齢者、障がい者の増加）
○利用実績が増加すると市の財政負担も増加する。
○高齢者の利用実績は若干の減少傾向にある。(22年度703,370千円、23年度699,442千円、24年度686,238千円)
○熊本市優待証による経済波及効果は約30億円と試算されている。（平成24年度調査）
○健康づくりや生きがいづくり等の効果も見られるとの調査結果も出ている。

（課題）
○現行制度では、対象者の増加は確実だが、利用実態から財政負担の動向は不透明な状況にある。
○制度維持のための、将来に向けてのあり方を多面的に検討を行う必要がある。
○バス、電車カードのＩＣカード化に対応した制度の見直しが必要がある。

**【　その他　】**

○事務事業外部評価会議（平成23年度）において、外部評価委員より（財政負担増加の前提で）「制度維持のためにも見直し改善が必要」との意見が出された。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 14 | **子ども・子育て支援の総合的な推進** |
| 所管課 | 子ども支援課、保育幼稚園課、青少年育成課、教育政策課 | |

**【　実施概要　】**

○平成26年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。計画の推進にあたっては、その取組みを実施項目に設定していく。
○子育てに関するニーズに対応した施策の充実を図る。
- 保育を必要とする子どもが保育を利用できるよう情報提供等の支援を行う。
- 延長保育、病児・病後児保育の充実を図る。
- 家庭的保育、児童育成クラブ、ファミリーサポートセンターなど地域での子育て支援を行う。
- 就学前の障がい児保育等に対する支援を強化する。
- 児童育成クラブは巡回指導を強化するとともに、各クラブの統括的役割を担う専任指導員を拡充する。また、子ども子育て関連3法の成立に伴い、児童育成クラブの設備及び運営に関する基準を見直し、その根拠となる条例を制定する。さらには、将来に向けて外部委託も含めた運営体制を検討する。
- 就学前の子どもに関する保育サービス等の情報提供及び相談を行う（仮称）保育子育て相談員を配置する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 子ども・子育て支援事業計画の策定 | 決定 | 順次実施 | | | |
| 認定子ども園など施設型給付の充実 | 順次実施 | | | | |
| 延長保育、病児・病後児保育の充実 | 順次実施 | | | | |
| 家庭的保育の充実 | 順次実施 | | | | |
| 児童育成クラブの運営基準及び体制の見直し | 決定 | 順次実施 | | | |
| 保育子育て相談の充実 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○現在、増加傾向にある保育所の待機児童の解消につながる。<br>○子育ての孤立感と負担感の軽減につながる。<br>○子どもを安心して産み育てられると市民が実感できるようになる。 | | |
| 指標 | 計画策定時に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

## 【　現状　と　課題　】

（現状）
〇少子高齢化が進展し、将来の人口減少が危惧されている。
〇家族、地域、雇用など、子育てを取り巻く環境が大きく変化している。
〇本市の合計特殊出生率は1.49（H24）と近年若干持ち直しているものの、全国同様、少子化が進行している。
〇保育所の待機児童数増加など、子育て支援策も質・量ともに不足している。
〇子育て支援について、制度や財源が縦割りの状況にある。

（課題）
〇持続可能な社会とするため、人口減少を可能な限り抑制する必要がある。
〇進行する少子化に一定の歯止めをかけるためには、子育てに関する不安感や負担感を軽減する必要がある。
〇子育て支援策は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 15 | **市立保育園の見直し** |
| 所管課 | 保育幼稚園課 | |

**【　実施概要　】**

○各区に就学前の障がい児保育等の支援を行う基幹型の児童発達支援ルームを設置する。
○各区に就学前の子どもに関する保育サービス等の情報提供及び相談を行う（仮称）保育子育て相談員を配置する。
○黒髪乳児保育園については、建物（現園舎）を無償譲渡し、土地については有償貸付を行い民営化を進める。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童発達支援ルームの整備 | 継続実施 | | | | |
| 保育子育て相談窓口の設置 | 継続実施 | | | | |
| 黒髪乳児保育園の民営化 | 準備 | | 継続実施 | | |
| 市立保育園の見直し | 検討・決定 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○就学前の障がいのある子どもに適切かつ効果的な支援を行うことができる。<br>○就学前の子どもの預け先に関する情報提供及び相談をより丁寧に行うことにより、待機児童の解消を図ることができる。<br>○市立保育園の管理運営経費が削減できる。<br>○民営化により確保した保育士を重点事業に配置するとともに、管理等の職員の削減が見込まれる。 | | |
| 指標 | ○保護者満足度 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 88% | 90% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○市立保育園の役割として、障がい児への対応など今後専門性を求められる分野や地域における子育て支援の中核的施設としての機能を一層充実させる必要がある。
○子育て支援センターや児童発達支援ルームに配置する専門的知識と豊富な経験を持つ保育士を確保するため、平成19年度に寺原保育園、平成20年度に水前寺保育園の民営化を実施したところであり、さらに平成26年度に大江保育園、平成27年度に梶尾及び五丁保育園、平成28年度には黒髪乳児保育園の民営化に取り組む。
○今後も市立保育園としての役割を果たすためには、限られた人員を適正に配置していく必要があり、また、多様化する保育ニーズについては私立保育園においての柔軟な対応が期待できることから、施設の老朽化や施設機能等を踏まえながら、引き続き民営化を検討する。
○平成25年度から基幹型児童発達支援事業を順次実施しているが、そのような事業に対応するための施設の機能強化や、児童の処遇改善のためにも計画的な施設整備を併せて行う必要がある。

（課題）
○市立保育園においては、多様な保育ニーズに対応するため、通常保育に加え、延長保育や一時保育などの特別保育を実施しているが、多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている現状を踏まえ、今後は、新たな官民の役割分担に基づく保育の充実が必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 16 | **市立幼稚園の見直し** |
| 所管課 | 教育政策課 | |

**【　実施概要　】**

〇市立幼稚園基本計画に基づき、特別支援教育の充実や幼稚園教諭等の資質向上、幼稚園と小学校の接続の取り組みの推進を柱とする「コア幼稚園」としての機能強化を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市立幼稚園基本計画に基づいた取組みの実施 | 決定・実施 | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇本市全体の幼児教育の充実が図られる。 | | |
| 指標 | 〇通級指導教室（ことばの教室）の利用者数 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 101人 | 150人 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇市立幼稚園は、昭和５２年をピークに園児数が１／３程に減少し、現状維持の状態が続いている。
〇平成２３年度に熊本市立幼稚園のあり方検討委員会から、今後の市立幼稚園の役割である「コア幼稚園」及び適正配置についての方向性が報告され、その内容を踏まえ、市立幼稚園基本計画（素案）の策定に向け検討を行ったところである。

（課題）
〇特別な教育的支援を必要とする子どもが増加し、特別支援教育に対する保護者のニーズが高まる中、市立幼稚園で既に実施していることばの教室の拡充や、あゆみの教室（仮称）の開設に努める必要がある。
〇市立幼稚園が、適切に「コア幼稚園」としての機能強化を図ることができるよう、必要に応じて、幼稚園教諭の採用を行う必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 17 | **職業訓練施設の見直し** |
| 所管課 | 産業政策課 | |

**【　実施概要　】**

○ 職業訓練施設の今後の方向性を定める。
- 熊本市職業訓練施設機能統合に係る検討会議（仮称）を開催し、２つの職業訓練施設について、機能統合も視野に入れた施設の有効活用や受講しやすい環境づくりの検討を行う。
- 検討会議の意見を踏まえ、対応方針を決定し、見直しを図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 職業訓練施設の有効活用や受講しやすい環境づくりを検討 | 検討・決定 | | | | |
| 職業訓練施設の今後のあり方についての対応方針の決定及び見直し | | 順次実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○若年技能者の人材確保・育成、技能継承の促進を図ることができる。 | | |
| 指標 | 方針決定の際に設定する。 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | | |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○職業訓練センターの現状
- 建設関連技能者を育成する職業訓練短期大学校については、訓練生を派遣する事業所が無く、平成25年度から休校の状態にある。
- 施設の維持管理について、指定管理者である職業訓練法人熊本市職業訓練センターの指定期間は平成26年度までとなっている。

○事業内高等職業訓練校の現状
- 若者の技能職離れ等の影響で、近年の生徒数は、39名程度にとどまっており、人材が不足している。
- 建物が築48年を経過し、本市耐震化整備計画に基づき、平成27年度までには方針の決定が必要である。
- 施設の維持管理について、指定管理者である職業訓練法人熊本市職業訓練協会の指定期間は平成26年度までとなっている。

（課題）
○両施設が抱えるそれぞれの現状を踏まえ、施設のあり方について見直す必要がある。
○近年の若年技能者の不足に対応した人材の確保と将来に向けた技能後継者の育成を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 18 | **総合ビジネス専門学校の見直し** |
| 所管課 | 教育政策課 | |

**【　実施概要　】**

○現在の教育内容が、時代の変化や地域経済のニーズに対応できるものであるか、民間教育機関との役割分担が明確になっているかなどについて、公設学校として果たすべき役割を含め、観光・商工部門と連携を図りながら、今後のあり方について検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域経済の情報収集・分析 | 実施 | | | | |
| 総合ビジネス専門学校のあり方の見直し | | 検討・決定 | | 継続実施 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○地域のニーズに合った人材の育成、定住促進への寄与が期待される。 | | |
| 指標 | あり方決定の際に設定する。 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○総合ビジネス専門学校は、昭和２４年の創設以来、半世紀以上にわたり、地域経済に貢献する人材の育成に取り組んできた。

○学生の就職については、地元企業へのインターンシップや企業訪問活動を積極的に実施し、平成２４年度の就職率は９８.１％、熊本市内企業への就職率も８１％という状況である。

○毎年定数を超える入学希望者があり、現時点では公設学校としてニーズはあるが、民間教育機関との競合や地域経済のニーズの多様化など、学校を取り巻く状況は常に変化している。

（課題）

○総合ビジネス専門学校が、市民や地元企業、学生が求める学校として将来にわたって魅力ある学校であり続けるためには、民間との役割分担を明確にし、公設学校としてのあり方を検討する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 19 | **ひとり親医療費助成手続きの見直し** |
| 所管課 | 子ども支援課、各区役所保健子ども課 | |

**【　実施概要　】**

〇ひとり親家庭等医療費受給資格者の現況届の受付期間中に、受給者証が使えない期間を解消するために、事業の年度を変更する等他都市の状況等を調査し、対応策を検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ひとり親医療費助成手続きの見直し | 検討・決定 | 継続実施 | | | |
| 熊本市ひとり親家庭等医療費助成事務取扱要綱の改正 | 実施 | | | | |
| システムの改修 | 実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇受給者が年間を通じ、現物給付を受けることが可能となる。<br>〇窓口の償還受付件数も減り、時間外勤務の抑制につながる。 | | |
| 指標 | 〇８月受診分の償還給付の状況 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 412 | 184 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

〇ひとり親家庭等医療費受給資格者証の有効期限については、8月1日から翌年7月31日までとなっている。

〇受給資格者証の更新は、毎年8月1日から8月31日までの期間にひとり親家庭等医療費受給資格者現況届及び面接をもって判定を行い、その後、受給資格者証を発送している。

（課題）

〇受給資格者証の更新は、8月1日から8月31日までに提出される現況届及び個別面接により行うため、受給資格者証の発行に約2週間かかっている。この間の受給者証を使用できない期間を解消する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 1 | 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供 |
| 分野 | 3 | 市民サービスの改革と充実 |
| **プログラム名** | 20 | **消防団との連携強化** |
| 所管課 | 消防局　総務課、管理課、消防課 | |

**【　実施概要　】**

〇消防局が目指す1区1消防署体制に合わせて、消防団組織（方面隊）についても区単位で順次再編成を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 南消防署の整備 | 実施 | | | | |
| （仮称）北消防署の整備 | 決定・準備 | | 実施 | | |
| 連携体制の充実・強化 | 決定・準備 | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇区役所、消防局及び消防団の管轄区域が同一(中央区の一部を除く。)となることで、情報の共有化及び災害発生時等の連携体制を充実・強化することができる。 | | |
| 指標 | 〇平成28年度に消防団との連携体制確立 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇常備消防（消防局）においては、1区1消防署体制の構築に向けて準備を進めているが、非常備消防（消防団）については、１５の方面隊を組織し、区を越えて活動を行なっている。

（課題）
〇常備消防及び非常備消防の組織体制を整理し、区を基本とした連携体制の充実・強化を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 1 | 経営マネジメントの強化 |
| **プログラム名** | 21 | **経営マネジメントの強化** |
| 所管課 | 行政経営課、企画課、人事課 | |

**【　実施概要　】**

○毎年度、市政運営の方針を定め、これに基づき各局・区の目標を設定し、職員が仕事を進めるうえでの目標の明確化を図る。
○行政評価制度を充実・強化し、事務事業の質の向上につなげる。
○業績評価制度を本格実施し、職員の職務意欲の向上を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全体スキームの作成、市政運営方針の策定 | 準備 | | | | |
| 各局・区の方針の設定、課・班・職員の目標設定 | | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○職員のモチベーションの向上につながる。<br>○チームワークの再形成が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○現在、行政評価制度によるマネジメントサイクルに基づき、事業の必要性・妥当性などの評価・検証を行っているが、必ずしも市民ニーズに対応した活用につながっているとは言い難い。
○目標管理による業績評価制度も試行を続けている状態である。

（課題）
○職員一人ひとりが、日々の仕事を目標意識をもって進め、達成感を感じることができるような仕組みになっていない。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 1 | 経営マネジメントの強化 |
| **プログラム名** | 22 | **文書やデータ等の管理の見直し** |
| 所管課 | 総務厚生課、人事課、行政経営課 | |

**【　実施概要　】**

○誰もが3分以内に情報を取り出せる職場環境を目指して、執務室内の書類及びデータの整理・整頓を行い、効率的に仕事ができる職場づくりを行う。
○現在、各職員がそれぞれ保管している書類及びデータを、共通文書等として管理するルールを確立し、情報のスリム化、所在の明確化を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 効率的に仕事ができる職場環境の点検 | 継続実施 | | | | |
| 執務室等の整理・整頓 | 実施 | | | | |
| 執務室内共通文書の選定 | 実施 | | | | |
| Cネット内文書の整理・整頓 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○業務運営の効率化が図られ、サービス（仕事）の向上につながる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○書類等の整理・保管が不十分なため、書類の取り出しに時間がかかる。
○書類・データの共有化が不十分なため、仕事の属人化、業務の偏りにつながっている。
○文書管理システム（電子決裁）機能が十分に活かされておらず、書類印刷のムダ、保管のムダ、移動（運搬）のムダが発生している。

（課題）
○書類及びデータを共通文書等として共有管理するルールがない。
○電子決裁を効率的に運用するためには、現在の決裁制度を見直す必要がある。

| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
|---|---|---|
| 分野 | 1 | 経営マネジメントの強化 |
| **プログラム名** | 23 | **情報システムの最適化** |
| 所管課 | 情報政策課 | |

**【　実施概要　】**

○総合行政情報システム※1の最適化
- 市民サービスの向上、業務の改善、費用の適正化、情報セキュリティの確保のため、総合行政情報システム最適化基本計画※2を策定し、その達成に向け7つの施策※3の実現を図っている。

○社会保障・税番号制度への対応
- 番号制度の導入にあたっては、新システムを導入することで対応し、その開発にあたっては、最適化基本計画の施策を実現することやパッケージをノンカスタマイズで行うことが基本方針である。（番号制度推進本部会議にて基本方針を決定）
- 平成28年１月の番号制度の開始にあたって、住民情報系・保険料系・福祉系システムは新システムで対応し、税務系システムは、現行のシステムを改修して対応した後、H30年度に新システムを稼動する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保険料系、福祉系システムの開発及び番号制度対応 | 継続実施 | | | | |
| 税務系システムの開発及び番号制度対応 | | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○最適化を進めるにあたって、社会保障・税番号制度対応システムとして構築することにより、市民サービス（利便性）の向上、業務の改善（行政事務の効率化）、開発・運用・保守にかかる費用の適正化、情報セキュリティの確保がより一層図られる。 | | |
| 指標 | ○最適化完了システム業務数割合 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 5% | 100% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○基幹系システムである「総合行政情報システム」は、昭和61年の稼動開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、契約相手の固定化、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題も抱えている。
○住民情報系と共通基盤については、平成24年度の指定都市移行に合わせて最適化を図った。
○平成25年5月に番号制度関連法案が公布され、本市においても同年7月に番号制度推進本部が設置し、番号制度の円滑な導入を検討している。
○番号制度のスケジュールは、平成28年１月に「番号制度利用開始」をし、平成29年7月「国及び自治体間での連携開始」を予定している。

（課題）
○各業務システムの再構築にあたっては、コストを抑制することが重要である。
○新システムをノンカスタマイズで開発するにあたっては、システムに併せた業務改善や見直しが必要である。
○番号制度開始に影響がないよう、システム稼動に向け開発作業の推進を確実に図る必要がある。

【　その他　】

○※1総合行政情報システム・・・住民情報・福祉・保険料・税等市民に密接に関係がある業務を行うため、大型のコンピュータを中心として構成された情報システム。
○※2最適化基本計画・・・総合行政情報システムの再構築を図るため、平成21年度に策定された基本計画。
○※3７つの施策・・・①オープン化（システムパッケージの採用）②システム再構築③共通基盤システムの導入④システムの集約化・統合化⑤発送物作製のアウトソーシング⑥通信サービスの品質保証制度の適用⑦情報システム最適化ガイドラインの策定

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 1 | 経営マネジメントの強化 |
| **プログラム名** | 24 | **地理情報システムの最適化** |
| 所管課 | 技術管理課 | |

**【　実施概要　】**

○熊本市統合型GIS基盤整備方針（第1期整備計画※1・平成24年度策定）に基づき、都市建設局を中心とした地理情報システム・データの整備を行う。
○GIS部会等により、全庁的な地理空間情報の利活用について検討を進める。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| システムの整備・運用 | 準備 | | 継続実施 | | |
| 地理空間情報（地図等）の公開 | 準備 | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | システム・データ整備に係る①重複投資の排除、②システムの老朽化への対応、③データの正確性・流通性等の確保等につながる。 | | |
| 指標 | ○コスト縮減率（都市建設局ベース） | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | - | 24% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○熊本市統合型GIS基盤整備方針（第１期整備計画）に基づき、H25年度に設計、H26年度以降に整備を進めることとしている。
○地理空間情報（地図等）の全庁的な利活用の推進を目的とし、GIS部会やワーキンググループを設置のうえ、横断的な庁内連携を図っているところである。

（課題）
○既存GISが21システム（9局15課）稼動しているが、それぞれが個別に構築・運用されており、システム・データ整備における重複投資やシステムの老朽化等による再構築等が課題となっている。

**【　その他　】**

○※1第1期整備計画・・・平成２６～３１年度において、都市建設局を中心とした地理空間情報システム・データ整備を行うもの。また、第2期整備計画は、平成３２～３６年度において、全庁的な適用業務の拡大を行うとしたもの。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 1 | 経営マネジメントの強化 |
| **プログラム名** | 25 | **効率的な会議運営の検討** |
| 所管課 | 情報政策課、区政推進課、各区役所総務企画課、まちづくり推進課、区民課、福祉課、保護課、保健子ども課、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

○市政経営会議等において、タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化による運営の効率化を図る取り組みを行う。
○区役所と本庁との間にテレビ会議システムを導入し、移動時間を省くとともに、緊急時の対応に活用する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ペーパーレス会議の実施 | 検討・試行 | | 継続実施 | | |
| テレビ会議システムの導入 | 検討・試行 | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○紙資源の節約や作業コストの削減とともに情報漏えい対策の向上につながる。<br>○区役所と本庁との移動時間が必要なくなる。 | | |
| 指標 | 検討時（平成26年度）に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○会議において、大量の紙資料を印刷することによる印刷にかかるコストや、持ち出しや紛失による情報漏えいのリスク、準備にかかる人的コストが発生している。
○区役所と本庁の会議が、政令指定都市移行後、数多く開催されており、会議へ出席するために、多くの職員が本庁舎へ移動している。会議は区役所の各課ごとに開催されるものも多く、時間もばらばらである。
○本庁舎施設において、駐車場の混雑、会議室の飽和状態を招いている。
○区役所職員においても、交通事故の危険性、移動に伴う時間のロス、会議資料の紛失の危険性等がある。

（課題）
○無線LANやインターネットを利用した通信について情報セキュリティ対策を十分に実施する必要がある。
○システムの導入に当たっては、初期の設備投資に費用がかかる。
○会議以外の利用方法についても検討する。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 2 | 事務事業のゼロベースでの見直し |
| **プログラム名** | 26 | **事務事業の見直し** |
| 所管課 | 行政経営課、財政課 | |

**【　実施概要　】**

〇全庁的に事務事業の総点検を実施し、必要性、サービスの水準、市の関与の妥当性等の観点から検証を行い、事務事業のスクラップアンドビルド、終期設定の徹底、類似事業の統合などの見直し・整理を行う。
〇同様に毎年度予算編成においても、事務事業のスクラップアンドビルド、終期設定の徹底、類似事業の統合などの見直し・整理を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事務事業の総点検 | 実施 | | | | |
| 事務事業の見直し・整理 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇不要不急の事務事業を削減し、簡素で効率的な事務執行体制が構築できる。<br>〇人件費の削減が図られる。 | | |
| 指標 | 事務事業の総点検実施時に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇平成15年度に「事務事業の総点検」を行い、全ての事務事業において、必要性、サービスの水準、市の関与の妥当性等についてゼロベースでの見直しを行った。
〇当初予算編成時において、経常的経費などの一部の事業を対象に、一定の率でマイナスシーリングを実施したうえで局ごとに要求上限額を設定し、各局へ予算枠を配分した。
〇平成２４年度当初予算編成より、政令指定都市移行に伴い、中核市固有の経費等不要となる項目の確認や、区制施行等に伴う執行体制の精査が必要となること、一部所要額との乖離が見られるなどシーリングによる削減の継続に限界が生じたことから、全件1 件査定を基本とした予算編成を実施した。
〇平成２５年度当初予算編成においても、政令指定都市移行初年度である平成２４年度予算の執行実績等を見極める必要等があることから、前年度に引き続き、全件１件査定を基本とした予算編成を実施した。

（課題）
〇今後も新たな行政課題に対応するため、行財政運営の抜本的な改革を推進するために、事務事業のゼロベースでの見直しを図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 2 | 事務事業のゼロベースでの見直し |
| **プログラム名** | 27 | **直営業務（技能労務職）の見直し** |
| 所管課 | 行政経営課、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

○「民間でできることは民間に委ねる」の考えのもと、引き続き、退職者不補充を基本とし、再任用職員や民間活力の活用を進める。
○実施にあたっては、サービス提供の安定性や継続性を重視した業務、あるいは職員でしか執行できない業務であるかを精査し、適正な人員配置を図る。
【主な検討項目】
守衛業務、電話交換業務、公用車運転業務、動物愛護業務、燃やすごみ・紙収集業務、熊本城管理業務、動植物園管理業務、土木業務、学校給食業務など

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 直営業務のあり方の検討 | 検討・決定 | | | | |
| 民間委託等の実施 | | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○適正な人員配置が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○累次にわたる行財政改革計画において、「民間でできることは民間に委ねる」を基本に、民間活力の活用を進めてきた。

（課題）
○「民間でできることは民間に委ねる」を基本に、民間活力等の活用を進めて、適正配置を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 2 | 事務事業のゼロベースでの見直し |
| **プログラム名** | 28 | **補助金の見直し** |
| 所管課 | 財政課 | |

**【　実施概要　】**

〇補助金見直しの基準（平成18年度策定）に基づき、３年ごとに全補助金の見直しを検討するほか、各年度の予算編成において進捗確認を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 補助金の見直し | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇適正な補助金の運用が図られるとともに、補助金削減による財政効果を得られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇３年毎に補助金見直し基準に基づき見直しを行うとともに、実績・効果・課題等についても検証している。

（課題）
〇適正な補助金交付を行うために、引き続き、補助金見直し基準に基づく３年ごとの見直しを行う必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 29 | **総務事務のアウトソーシング** |
| 所管課 | 人事課、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

○庁内業務のうち、定型・定例的な業務を洗い出し、委託化の適・不適を判断（庁内プロジェクト等）する。物品払出や物品調達、定型支払業務や支払審査業務など先進自治体で既に総務事務業務として委託されている業務等も念頭に、第２期委託における拡大業務を決定する。対象業務確定後は、委託業者の業務遂行状況について検討を行いながら第３期委託に向けて、準備を進める。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１期委託 | 継続実施 | | | | |
| 第２期委託 | 検討・決定 | 準備・実施 | 継続実施 | | |
| 第３期委託 | | | | 検討 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○時間外勤務の縮減につながる。<br>○新たな行政課題への職員配置が可能になる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○平成24年度から総務事務（旅費計算、社会保険事務、年末調整事務）の民間委託をスタートした。
（第1期委託）
○平成25年度はさらに消防局、教育委員会、上下水道局、病院局の給与事務を人事課に集約し、集約後民間委託化を実施している。

（課題）
○定型・定例的な業務については、民間活力等の活用を進め、当該業務に従事している職員を有効に活用する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力の活用 |
| **プログラム名** | 30 | **ファミリー・サポート・センター熊本のアウトソーシング** |
| 所管課 | 子ども支援課 | |

**【　実施概要　】**

○ファミリー・サポート・センター熊本の管理運営について、緊急子どもサポート事業と合わせて民間委託を実施する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 民間委託 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○民間が持つノウハウの活用により利用者サービスの向上が図られる。<br>○管理経費の軽減が図られる。 | | |
| 指標 | ○会員登録数 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 3,346名 | 3,700名 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○現在、ファミリー・サポート・センター熊本は、市職員（再任用職員及び嘱託職員）が運営している。一方、類似の緊急子どもサポート事業は、民間委託により実施している。

（課題）
○直営のファミリー・サポート・センター事業と民間委託の緊急子どもサポート事業は類似した事業であり、会員も重複するにもかかわらず登録が別々の窓口であるなど利用者の利便性を欠く。
○緊急子どもサポート事業との一本化も含めて、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応する必要がある。
○子ども・子育て関連３法における事業としての枠組みに入っていることから、今後の動向を見ていく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 31 | **熊本城マラソンの運営のあり方の見直し** |
| 所管課 | スポーツ振興課 | |

**【　実施概要　】**

〇熊本城マラソンのより効果的・効率的な運営手法や民間を主体とした実施への移行などの検討を行い運営のあり方を見直す。
- 運営の受け手と成り得る企業・団体の検討。
- 他都市における運営形態や円滑な移行方法の調査研究。
- 交通管理者、道路管理者との調整・協議、広報・宣伝等への行政の関わりについての検討

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 運営形態、移行方法の検討 | 検討・順次実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇一般財源の削減（市負担金、人件費）につながる。<br>〇地元雇用の創出につながる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇これまでの実行委員会事務局については、市職員と嘱託職員により直営で運営している。
- 平成２３年度（第１回大会）人数２２名（市職員：19名、嘱託職員：３名）
- 平成２４年度（第２回大会）人数３２名（市職員：24名、嘱託職員：６名、臨時職員：２名）

〇熊本城マラソンは平成23年度から開始しており、まだ開催回数が少ないことから、運営ノウハウの蓄積がまだ不足している状況にある。

（課題）
〇将来にわたり持続可能な大会とするため、民間事業者を主体とした運営についても検討していく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 32 | **窓口業務等のアウトソーシング** |
| 所管課 | 各区役所福祉課、保健子ども課、保護課、区民課、高齢介護福祉課、<br>障がい保健福祉課、健康福祉政策課、保護管理援護課、子ども支援課、国保年金課 | |

**【　実施概要　】**

○介護認定業務や重度心身障がい者医療費助成などの業務内容を検証し、包括的な委託に取り組む。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 業務の精査・選別、委託の制度設計 | 準備 | | | | |
| 外部委託の方針決定後、順次実施 | 決定 | 順次実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○運営体制の充実（業務従事人員の確保）が図られる。<br>○職員の再配置により、市民サービスの充実が可能となる | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○区役所の窓口業務（各種手続き・交付業務、相談業務等）は、市民サービス提供の第一線であるが、一部の業務においてはサービス提供に時間を要している。

○過重な業務負担も見られる一方で、職員・嘱託職員の増員による対応にも限界がある。また、総人件費を抑制する必要もある。

（課題）

○市民サービスを向上させるためには、さらにマンパワーが必要であるが、職員が実施すべき業務と職員以外（直営・委託を含め）で行う業務の役割分担を行う必要がある。

○今後、権限移譲等により、新たに実施する業務にも対応するとともに、将来に向けて、安定的なサービスの提供をするための仕組みづくりが必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 33 | **市営墓地・納骨堂管理における指定管理者制度の活用** |
| 所管課 | 健康福祉政策課 | |

**【　実施概要　】**

○施設の設置目的の効果的な達成を図るため、指定管理者制度を導入する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定管理者制度の導入 | 準備 | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○市営墓地管理に係る経費（人件費）削減が図られる。<br>○民間事業者の能力及びノウハウの活用による質の高いサービスが提供できる。 | | |
| 指標 | ○28年度までに指定管理者制度の導入 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○「市営墓地」は、「桃尾」、「小峯」、「立田山」、「浦山」、「花園」、「城山」、「清水」の７ヶ所あり、年間約800万円の歳入に対し、人件費を除き、年間約4,500万円の管理経費がかかっている。

○「運営管理（墓参者対応等）」は、現在シルバー人材センター等に委託し、樹木伐採・除草作業、ごみの収集・廃棄作業も他の業者に委託している。

○「桃尾霊堂（納骨堂）」については、１０年毎更新の「家族納骨壇336壇」、毎年更新の「短期納骨壇990壇」があり、更新件数は年間約900件に上る。

○新規や廃止返還は、年間約200件程度であり、「更新等手続き」については、市役所だけで対応している。

（課題）

○墓地・納骨堂の管理業務について、樹木や除草など管理が不十分であることや、不法投棄・墓地内での焼却などに対する苦情・要望など、様々な利用者ニーズに迅速に対応することが困難となっていることや人件費をはじめとした経費の抑制が課題となっている。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 34 | **環境工場業務体制の見直し** |
| 所管課 | 廃棄物計画課 | |

**【　実施概要　】**

○廃棄物処理施設の建設や運転管理に必要な高い技術力の継承と人材育成の観点から、東部環境工場などにおける技術系職員の適正配置を図るとともに、新たな民間委託の可能性も含め、より効果的で効率的な業務体制について引き続き検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 技術系職員の適正配置・業務体制の見直し | 検討 | 決定 | 継続実施 | | |
| 新西部環境工場(平成27年度完成)ＤＢＯの検証 | | | 継続実施 | | |
| 東部環境工場民間委託の可能性 | | | | 検討 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○技術系職員の技術力向上とこれによる効果的な施設整備や業務委託の適正管理が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○東部・西部環境工場において、これまで灰搬出など各種業務の民間委託への移行、運転係などの人員削減、さらには新西部環境工場の整備運営を公設民営とするなど、施設整備や管理運営に係る経費削減と効率化を図ってきた。

○新西部環境工場が平成２７年度中に稼動予定であり、今後、民間事業者による工場の適正な管理運営を確保しつつ、かつ多額の経費を要する廃棄物処理施設の整備や保守管理を効果的に行っていくためには、高い技術力を持った人材が必要となる。

（課題）

○技術の継承と人材育成の観点から、東部環境工場などにおける技術系職員の適正配置を図る必要がある。

○平成２７年度閉鎖予定の現在の西部環境工場の技術系職員について、適正配置を図っていく必要がある。

○民間事業者による新西部環境工場の管理運営に係るモニタリングと検証を行っていく必要がある。

○より効果的で効率的な業務体制について、引き続き検討する必要がある。

○東部環境工場の民間委託は、新西部環境工場の検証結果などに基づいて適切に計画する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 35 | **市民会館管理運営の見直し** |
| 所管課 | 市民会館 | |

**【　実施概要　】**

○指定管理者制度の導入を含めた施設管理の見直しを図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定管理者制度を含めた施設管理の検討 | 検討 | | 決定・準備 | 継続実施 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○市民会館にかかる管理運営経費が削減できる。<br>○民間が持つノウハウの活用により利用者サービスの向上が図られる。 | | |
| 指標 | ○利用率 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 86% | 86%を維持<br>（H28実績以降） |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○管理運営、舞台業務等については、職員及び嘱託職員により全て直営にて実施している。

（課題）

○現在、市民会館は市職員が管理運営を行っているが、民間事業者の有するノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応することが課題である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 36 | **公設運動施設等における指定管理者制度の活用** |
| 所管課 | スポーツ振興課 | |

**【　実施概要　】**

○施設の設置目的の効果的な達成と専門性の確保を図るため、段階的な指定管理者制度の導入を検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定管理者制度の導入（城南地区） | 検討・準備 | 継続実施 | | | |
| 指定管理者制度の導入（植木地区） | | 検討 | | | 準備 |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○施設の効果的な管理運営により、利用者のサービスの向上が図られる。 | | |
| 指標 | ○指定管理者制度の導入施設数 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 7施設 | １７施設 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○スポーツ施設の管理運営は全般的に収支面では採算が取れにくいが、民間のノウハウ等により、サービス向上と効率性を高めるため、管理運営方法の見直しを行ってきた。
○平成21年度には、公設運動施設の管理人の雇用形態を見直し、個人委託から嘱託職員へと変更した。
○平成22年度には、利用者サービス向上を図るため、予約システムの改良等の運営方法の見直しを実施した。
○平成23年度には、利用者満足度調査と各施設の稼働状況の調査を実施した。
○平成24年度には、業務量や積算額の算定を行い、一部施設への指定管理者制度導入にむけた準備を行った。

（課題）
○既存の公設運動施設への指定管理者制度導入は費用対効果が低いため、新規大型施設との一体的な管理・運営による制度導入を検討する必要がある。
○コスト面について、業務の効率化などによるコスト削減に取り組んでいるが、市民スポーツの振興と利用者に対してのサービスの維持・向上に必要な専門性が確保できるよう適正な指定管理料の算定など慎重に検討する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 3 | 民間活力等の活用 |
| **プログラム名** | 37 | **図書館サービスの見直し** |
| 所管課 | 市立図書館 | |

**【　実施概要　】**

○住民・利用者の要望や社会の要請に応え、図書館、図書館分館、さらには公民館図書室それぞれの役割を踏まえ、基本的な考え方と方向性などを示す図書館サービスビジョン※1を策定し、指定管理者制度の活用などを含め、住民の自主的な学習活動の場として地域の実情に即した図書館サービスの見直しを図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 図書館サービスビジョン策定 | 検討・決定 | 継続実施 | | | |
| 管理運営体制等の見直し | 検討 | 決定 | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○図書館サービスの充実により、市民の生涯における学びを支援する。<br>○住民ニーズを把握し、利用状況や地域の状況を踏まえ、開館時間の延長などに取り組むことにより、利用者拡大が図られる。 | | |
| 指標 | ①来館者数<br>②市民満足度 | 基準値（H24・25年度）<br>①42万人（H24）<br>②80.4%（H25） | 目標値(H30年度)<br>①45万人以上<br>②85%以上 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○平成25年度から、事務事業の更なる効率化を図るため、市立図書館についてカウンター業務を全て嘱託職員によるものとした。
○2000人市民委員会アンケートにより、「図書館サービス」についての意見を聴取した。

（課題）
○カウンター業務の完全嘱託化の成果の検証、2000人市民委員会アンケート結果を分析し、分館・公民館図書室も含めた全市的な図書館サービスのあり方を検討する。

**【　その他　】**

○※1図書館サービスビジョン・・・より市民に利用される図書館となるよう、公民館図書室を含め、市全体での図書館サービスのあり方について、基本的な考え方と方向性などを策定。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 4 | 組織運営体制の適正化 |
| **プログラム名** | 38 | **組織体制の見直し** |
| 所管課 | 行政経営課、人事課 | |

**【　実施概要　】**

〇地方分権に伴う権限移譲や多様化する市民ニーズなどに対し、限られた人員・財源等で的確に対応していくため、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。
〇係制の廃止や課長補佐級等の役割の見直しなどにより課のマネジメント（管理・運営）機能を強化し、高度化する行政課題に対する対応力の向上を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 組織体制の見直し | 継続実施 | | | | |
| 課のマネジメント（管理・運営）機能の強化 | 実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇効果的・効率的な組織体制の構築が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇政令指定都市移行に伴い、大都市として本市に求められる役割が大きく変化しており、市民のニーズも多様化してきている。また、地方分権改革の推進により、今後も大幅な権限の移譲が見込まれ、業務の高度化や業務量の増加への対応が求められている。

（課題）
〇限られた人員・財源等で多様化・高度化する行政課題に対応するため、簡素で効率的・効果的な組織運営体制の構築を図る必要がある。

| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
|---|---|---|
| 分野 | 4 | 組織運営体制の適正化 |
| **プログラム名** | 39 | **クリーンセンター業務の見直し** |
| 所管課 | 廃棄物計画課 | |

**【　実施概要　】**

○より地域に密着した啓発推進業務の強化を目的に、各クリーンセンターにおいて違反ごみ袋の開封調査など特徴を活かした啓発活動を行うとともに、燃やすごみと紙の収集運搬の５割民間委託や収集車の乗車体制の検証を行い、クリーンセンター内における業務分担や人員配置等の見直しを行う。

- 違反ごみ袋の開封調査
- 啓発用看板の設置
- ルール違反シールの徹底
- 啓発チラシのポスティング
- 早朝啓発活動
- その他(クリーンセンターが独自に行う啓発活動)

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収集職員による啓発業務の強化 | 検討 | 決定・準備 | 継続実施 | | |
| 民間委託の検証 | 継続実施 | | | | |
| 乗車体制の見直し | 検討 | 試行・決定 | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| 効果 | ○効果的・効率的な啓発の推進が図られる。 | | |
|---|---|---|---|
| 指標 | ○ごみ出しルールを守っている市民の割合など | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 80% | 90%以上 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○ごみ減量やリサイクルの推進に関しては、市民に対する啓発活動が不可欠なことから、平成17年度に北部・西部・東部の各クリーンセンターにそれぞれ啓発推進係を設置し、自治会などと連携して地域に密着した活動を展開しているところである。

○平成17年度から燃やすごみと紙収集の民間委託を実施し、平成20年度、平成23年度、平成25年度と段階的に拡大し、現在、その5割を民間委託しているところである。

（課題）

○啓発推進業務においては年々苦情・相談やルール違反シールの貼付等の業務が増加し、その対応に苦慮しており、その体制強化が急務となっている。このようなことから、収集車の乗車体制の検証を行い、クリーンセンター内における業務分担や人員配置等の見直しが必要となっている。

○燃やすごみと紙の収集体制について、５割民間委託の検証を行う必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 5 | 人材の育成の推進 |
| **プログラム名** | 40 | **総合的な人材開発の推進** |
| 所管課 | 人事課　人材育成センター | |

**【　実施概要　】**

○多種多様な市民ニーズへの対応に向け、職員一人ひとりが自発的かつ効果的に学ぶための体制を再整備し、さらなる職員のレベルアップにより、組織全体のレベルアップを図る。
○市職員としての使命を再認識し、効率的な行政経営と質の高いサービスを効果的に提供できる人材を育成するため、管理職に対する情報提供と研修の強化を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 研修企画・運営の整理・検討 | 継続実施 | | | | |
| 自立型職員の育成の推進 | 決定・実施 | 継続実施 | | | |
| 管理職の意識改革 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○職員の資質が向上することで、活力あふれる職場環境が実現される。 | | |
| 指標 | ①「研修等により知識・技能が高まった、あるいは職務への意識が高まった」と感じた職員の割合<br>②窓口応対に満足している市民の割合 | 基準値（H24年度）<br>①94.7<br>②80.0 | 目標値(H30年度)<br>①100<br>②85.0 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○本市人材育成基本方針に基づき、「職員個々の資質向上」、「職場風土の活性化」、「管理監督者の意識改革」を目標として、基本研修、派遣研修、実務研修及び特別研修を実施することで職員個々の資質向上を図っている。また、各職場で行われる職場研修が適切で円滑となる為の職場研修推進制度を展開し、その支援を行っている。
○事業の成果指標となる職員の意識調査では、資質向上を実感した職員の割合が94.7%と平成20年度からほぼ右肩上がりに12.7ポイント増加した。その理由には、職務経験、自己啓発、職場環境が挙げられ、このことから、職員一人ひとりの意識や知識・技能が年々向上してきており、職場環境も徐々に改善している。

（課題）
○今後は、さらに政令指定都市職員として求められる資質向上に向け、職員自らが自発的かつ効果的に学べるための環境づくりと資質向上への具体的な取組みが必要である。
○職場風土を活性化するために、管理職の意識改革と職場研修への支援を継続して行う必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 5 | 人材の育成の推進 |
| **プログラム名** | 41 | **技術職員における技術力の向上** |
| 所管課 | 技術管理課 | |

**【　実施概要　】**

〇公共事業（工事）に関する技術力の向上を図るため、研修計画の策定、研修の斡旋・派遣・実施等を行う。
〇土木研究所との情報交換・連携・協力等により、公共事業（工事）に関する技術的な課題解決を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 技術職員研修の実施 | 継続実施 | | | | |
| 土木研究所との連携・協力 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇高度な技術力、知識、判断力を持つ技術職員の養成が図られる。<br>〇公共工事に係る業務執行能力が向上する。 | | |
| 指標 | 〇研修会の受講職員総数 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 500人／年 | 600人／年 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇毎年、研修計画を策定のうえ、初任者を対象とした研修プログラムや中堅職員以上を対象とした専門性の高い選択研修により、技術力向上に努めている。
〇研修機関（熊本県建設技術センター、国土交通大学校、全国建設研修センター等）を利用するほか、技術管理課及び営繕課等で主催する研修を企画・実施している。

（課題）
〇政令指定都市移行に伴い新規採用職員が増加しており、工事の調査・設計・積算・発注から現場監督等への基礎的な技術の習得が必要である。
〇国県道の引継により大規模工事が増加しており、より高い技術力が必要となっている。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 6 | コンプライアンスの徹底 |
| **プログラム名** | 42 | **職員倫理意識の向上** |
| 所管課 | 人事課コンプライアンス推進室 | |

**【　実施概要　】**

〇公務員としての倫理観を高めるため、公務員倫理や社会的要請に基づく事案などをテーマとした研修を定期的に実施する。特に、過去の不祥事の教訓を風化させないため、過去の事例を活用した研修を実施するなど、倫理・規範意識保持の徹底を図る。
〇法令違反その他不正行為等の抑制・早期発見のため、内部通報等の各種制度の周知を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 倫理・規範意識保持の徹底 | 継続実施 | | | | |
| 内部通報制度の運用 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇職員の公務員としての意識や倫理観が高まることにより、市民に信頼される市政の実現に寄与する。 | | |
| 指標 | 〇公務員倫理評価点：毎年実施の職員倫理意識調査（全職員対象、２５項目）の平均点 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 88.28 | 100 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇公正な職務の執行や模範的な行動など公務員への市民の期待は、時代の変化とともに年々高まってきている。しかしながら、相次ぐ法令違反その他不正行為等の発生等により、市民の市政に対する信頼は大きく揺らいでいる。

（課題）
〇公務員として守らねばならないことや期待される行動を職員一人ひとりが倫理観に基づき実践するため、更なる意識付けや取り組みが必要である。
〇内部通報制度等を機能させるためコンプライアンス庁内ホームページ等について職員の認知向上が必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 2 | 時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進 |
| 分野 | 6 | コンプライアンスの徹底 |
| **プログラム名** | 43 | **内部統制システムの見直し** |
| 所管課 | 人事課コンプライアンス推進室 | |

**【　実施概要　】**

〇本市の内部統制システムについて、その課題や目指すべき目標を踏まえながら常に検証と見直しを行い、組織マネジメントの強化を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 内部統制システムの見直し | 検討・実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇市民の信頼回復につながる。　　〇不祥事の根絶につながる。<br>〇事務処理チェック機能が向上する。 | | |
| 指標 | 監査結果を踏まえて設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇行政サービスの更なる質の向上を図るとともに、不祥事の再発防止を図るため、現在の統制システムについてはチェック機能を充実するなどの対策に取り組む必要がある。

（課題）
〇地方自治法に基づく「最小経費で最大効果を挙げる事務処理の原則」により、事務事業を効率的・効果的に遂行しなければならないが、同時に不祥事の発生などのリスクを防止・発見する統制システムの整備・運用を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 44 | **広告事業収入の拡大** |
| 所管課 | 管財課 | |

**【　実施概要　】**

〇新たな広告媒体を調査・研究し、各局に広告事例等を紹介して、広告事業の周知・説明に努め、広告媒体の拡大を図る。
　【事例広告の紹介】
　・熊本市広告付地図案内板（本庁舎１階）
　・窓口、窓付き封筒、各種通知書　　等

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 庁内周知 | 実施 | | | | |
| 広告事業説明会の開催 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇新たな自主財源の確保につながる。 | | |
| 指標 | 〇広告収入額 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 17,000千円 | 25,000千円以上 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇現在、市政だより内の広告やホームページのバナー広告等により、収入を得ている。
〇施設や印刷物等の広告媒体としての活用は所管課の判断に委ねている状況である。

（課題）
〇広告収入を拡大させるためには、新たな広告媒体を調査・研究し、その手法を全庁的に示しながら進めていく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 45 | **区役所における広告事業の推進** |
| 所管課 | 区政推進課、各区役所総務企画課 | |

**【　実施概要　】**

○施設内の空間（モニター等）の資産を新たな広告媒体として活用し、広告事業収入による歳入の増加を図る。また、得られた収入については、各区の市民サービスや利便性の向上に取り組む新たな予算へ充当する仕組みをつくる。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 広告媒体の検討 | 検討 | | | | |
| 広告事業の実施 | 順次実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○新たな自主財源の確保が図られる。 | | |
| 指標 | ○広告事業により市民サービスや利便性の向上に充てた額 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | 累計１０，０００千円 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○区役所は多くの市民が集まる場所であり、建物の内外を含め様々な空間を広告媒体として活用できる可能性がある。

（課題）
○区役所の集客力や立地に着目し、建物を活用した広告事業を展開し、新たな自主財源確保に取り組む必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 46 | **各種財政指標の改善** |
| 所管課 | 財政課 | |

**【　実施概要　】**

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の目標達成に向けた財政運営を行うとともに、経常収支比率、財政調整基金残高、市債残高についても引き続き目標値を設定し、健全な財政運営を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 財政の健全性に関する指標の改善 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○健全な財政運営に資する。 | | |
| 指標 | ①実質赤字比率<br>②連結実質赤字比率<br>③実質公債費比率<br>④将来負担比率<br>⑤経常収支比率<br>⑥財政調整基金残高<br>〃　（１人あたり）<br>⑦市債残高（普通会計ベース（臨時財政対策債除く））<br>〃　（１人あたり） | 基準値（H24年度）<br>①　黒字<br>②　黒字<br>③　11.1%<br>④　120.7%<br>⑤　89.1%<br>⑥　１０８億円<br>（14,823円）<br>⑦　2,265億円<br>（309,621円） | 目標値(H30年度)<br>①　黒字を維持<br>②　黒字を維持<br>③　8.0%台<br>④　150.0%以内<br>⑤　現状を維持<br>⑥　１００億円台<br>（14,000円台）<br>⑦　2,500億円程度<br>（340,000円程度） |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○既存事業の見直しや事務事業の効率化などによる歳出の抑制、市税収納率の向上や受益者負担の見直しによる歳入の確保など、財政の健全化に取り組んできた。

○その結果、臨時財政対策債を除いた市債残高は減少し、財政調整基金残高については増加している。（平成24年度は九州北部豪雨災害に対応し5億円取崩し）

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標についても、早期健全化基準内の数値を維持しており、平成24年度において、政令指定都市平均よりも良好な水準である。

（課題）

○国県道整備事業等の投資的経費増に伴う市債発行額の増加により、市債残高が増加することから、将来負担比率については増加することが見込まれる。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 47 | **各種市民サービスにおける受益者負担の見直し** |
| 所管課 | 財政課 | |

**【　実施概要　】**

〇使用料・手数料については、サービスの公益性・必需性の観点から分類し、平成26年度に見直しを検討する。
〇手数料・使用料以外の受益者負担についても負担のあり方について見直しを検討する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 使用料・手数料の見直し | 検討 | 継続実施 | | | |
| その他受益者負担の見直し | 検討 | 継続実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇適正な受益者負担の水準確保及び新たな財源確保が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇従前より、適正な受益者負担水準の確保及び財源確保の観点から、継続して見直しを行っており、平成２４年度より「動植物園駐車場の有料化」及び「市営駐輪場の有料化」を実施した。

（課題）
〇適正な受益者負担の水準を検討するほか、新たな税源の確保の観点からも、見直しに取り組む必要がある。
〇消費税率改定の状況によっては、更なる検討を行う必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 48 | **債権管理のあり方の検討** |
| 所管課 | 納税課、財政課、行政経営課 | |

**【　実施概要　】**

○関係課で構成する対策会議を設置し、債権管理に関する方針を検討し、策定する。
○方針策定後は、平成26年度中に債権管理条例の施行の検討を行う。
○平成27年度に債権管理の一元化組織の設置に向けた検討を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 債権管理に関する方針の策定 | 決定 | | | | |
| 債権管理条例の検討 | 実施 | | | | |
| 債権管理一元化の組織の設置の検討 | | 実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○収納率の向上による財源確保及び公平性の確保が図られる。 | | |
| 指標 | ○各種債権の収納率向上<br>※目標値は方針策定時に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○平成２４年度決算で本市の債権総額（公営企業会計を除く。）は約１７５億円に上り、前年度に対し約10億円減少しているものの市税以外の債権だけで見ると増加傾向にある。
○債権管理状況の調査結果を踏まえ、債権管理のあり方や債権管理一元化組織の体制を検討している。

（課題）
○特に時効の援用を必要とする私債権については、収納率も低く不納欠損もままならない状況にあることから、債権管理条例の制定や専門知識を活かした対応組織の設置が必要となっている。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 49 | **市税収納率の向上** |
| 所管課 | 税制課、納税課 | |

**【　実施概要　】**

○徴収業務と滞納処理業務の強化を図るため、差押、捜索、公売、執行停止等を確実に実施する。
○電話による納付案内や納税指導員による納税指導等、督促・催告段階における初期滞納者対策を推進する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 徴収業務と滞納処理業務の強化 | 継続実施 | | | | |
| 初期滞納者への滞納対策の強化 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○安定的な税収を確保し、財政の健全化を図る。 | | |
| 指標 | ○市税の収納率<br>（現年度・滞納繰越合計） | 基準値（H24年度）<br>92.79% | 目標値(H30年度)<br>96.30%<br>（H24政令市平均） |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○平成２４年度決算で本市の市税収納率は92.79%と前年度決算（91.91%）に比べ、向上しているものの他の政令指定都市の平均と比較すると依然として３ポイントほど開きがある状況である。

（課題）
○基幹財源である税収の安定的な確保に向けて、より効率的で効果的な収納対策を講じる必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 50 | **適正な公有財産の管理** |
| 所管課 | 管財課 | |

**【　実施概要　】**

〇未利用土地について、庁内各課に積極的な情報提供を行うことにより、市全体で利活用を図るとともに、利活用の予定がない土地については、公売等を行い、管理経費の軽減を図る。現時点で売却困難な土地について、活用方法等を検討し維持経費の削減に努める。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 各課活用意向調査 | 継続実施 | | | | |
| 活用方針（年次）の取りまとめ | 継続実施 | | | | |
| 公売 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇売却により財源確保が図られる。<br>〇維持管理経費の節減が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇未利用となった土地については管財課へ所属替の上、利用予定のあるものについては他課へ所属替している。また、利用予定のないものについては売却するほか、一般財団法人熊本市駐車場公社へ貸し付けるなどの活用を行っている。

（課題）
〇土地の形状等によっては、売却が困難な土地がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 51 | **東部・西部環境工場における経済的運転管理手法の見直し** |
| 所管課 | 東部環境工場、西部環境工場 | |

**【　実施概要　】**

○東部・西部環境工場においてこれまで実施してきた経済的運転管理において、より経済性を高めるため、新たな対策項目の抽出やそれらの体系化と組織的運用の継続に努める。

- 発電量を増やすための対策
  蒸気コンデンサーの水噴霧の実施など(西部環境工場)
- 敷地内使用電力を減らすための対策
- その他の対策
  電力需要ピーク時間帯の一部プラント機器の停止、安定運転継続による緊急受電回数の削減、買電の契約手法の見直しなど
- 東部・西部環境工場における発電余剰電力売却の一般競争入札の継続実施

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 環境工場売電契約の一般競争入札 | 継続実施 | | | | |
| 環境工場買電契約の一般競争入札 | 実施 | 継続実施 | | | |
| 環境工場の経済的運転管理(発電量増加対策・所内負荷節減対策) | 検討 | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○売電収入の増加、買電料金の低減が図られる。<br>○電力需要への支援となる。 | | |
| 指標 | ○年間送電率（年間送電量/年間発電量　H20-24の平均を基準値とする。） | 基準値 | 目標値(H30年度) |
| | | 62.60% | 66.00% |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○東部・西部環境工場は、可燃性一般廃棄物の焼却施設として、これまで廃棄物の全量適正処理と安定運転を施設運営の主要テーマとしてきたが、両施設は同時にごみの焼却余熱を利用して発電を行う発電所として売電収入をあげており、収益性の追求という観点からは改善の余地が認められる。

（課題）

○発電量を増やし、施設内使用電力を減らし売電量の拡大を図ることは、低炭素社会の実現と昨今の逼迫した電力需要に寄与することから、これらに関する効果的な取り組みが求められる。

**【　その他　】**

○西部環境工場はH27年度で新工場（公設民営DBO方式）へ移行

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 52 | **競輪事業中期経営計画の策定・推進** |
| 所管課 | 競輪事務所 | |

**【　実施概要　】**

〇競輪事業の活性化と経営安定化を図るため、今後10年間の競輪事業中期経営計画を策定する。
〇中期経営計画に沿って、売上げ向上に向けた活性化策や経費縮減等に取り組む。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 「競輪事業中期経営計画」の策定 | 決定 | | | | |
| 「競輪事業中期経営計画」の実施 | | 順次実施 | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇競輪事業の活性化、経営安定化が図られる。 | | |
| 指標 | 計画策定時に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇本市の事業収益が年々減少し、一般会計への繰出金も減少していることを踏まえ、外部委員による熊本競輪場活性化検討委員会を設置し、顧客拡大、魅力向上などの活性化策について検討したところ。
〇競輪場の建築物は老朽化が進んでおり、本市耐震化整備計画に基づき平成２７年度までに耐震化の方針を決定する必要がある。

（課題）
〇売上げ向上に向けた活性化策や経費縮減、耐震化等の取組みを総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 1 | 財政基盤の強化 |
| **プログラム名** | 53 | **公共事業コスト構造改善** |
| 所管課 | 技術管理課 | |

**【　実施概要　】**

○コスト構造改善プログラムに基づく取り組みにより、コストと品質管理の両面から見た総合的なコスト改善を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| コスト構造改善プログラムの取り組み | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○公共事業（工事）における総合的なコスト改善が図られる。 | | |
| 指標 | ○総合コスト改善率 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 3% | 3%を維持 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○本市においては、平成21年度に公共事業コスト構造改善プログラム（平成21年度～）を策定、平成22年度から公共事業担当課による具体的取り組みを開始し、平成23・24年度については、成果指標（総合コスト改善率：年間3%）に達している。

（課題）
○公共事業のコスト構造改善は、今後も継続し取り組む必要がある。
○国から新たな公共事業コスト構造改善プログラムが示された場合は、本市プログラムの見直しや改訂等が必要になる。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 2 | 総人件費の抑制 |
| **プログラム名** | 54 | **定員管理の推進** |
| 所管課 | 人事課、行政経営課 | |

**【　実施概要　】**

○正職員の適正化に向けた中期定員管理計画を策定し、推進する。
○再任用職員や任期付職員を、効果的に活用する。
○再任用職員や嘱託職員、臨時職員を含めた総人件費の適正な管理を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中期定員管理計画の実施 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○総人件費の抑制に寄与する。<br>○簡素で効率的な行政体制が構築される。 | | |
| 指標 | ○職員数 | 基準値（H26年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 6,420人 | 6,300人<br>(H31.4.1の職員数) |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○第3次行財政改革推進計画では、国が示した集中改革プランに基づき、職員数の削減を行ってきた。さらに、第4次行財政改革計画では、5.7%の定員削減目標の達成に向けて取り組んできた。
○他の類似規模の政令指定都市と比較すると、本市の職員数は多い状況にあり、嘱託職員・臨時職員を含めた総人件費が増加傾向にある。

（課題）
○他の類似規模の政令指定都市と比べ職員数が多いため、抑制を図る必要がある。
○職員年齢構成の高齢化への対応が必要である。
○再任用職員の増加に伴う人件費の増加が見込まれている。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 2 | 総人件費の抑制 |
| **プログラム名** | 55 | **給与制度の適正化** |
| 所管課 | 人事課 | |

**【　実施概要　】**

〇人事委員会の勧告等を踏まえながら、職員給与水準を継続的に点検し、必要に応じて見直しを図る。
〇諸手当についても、人事委員会の勧告等を踏まえながら、継続的に点検し、必要に応じて見直す。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 職員給与水準の継続点検と見直し | 継続実施 | | | | |
| 諸手当の継続点検と見直し | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇適正な給与制度が維持される。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇職員の給料及び諸手当等は、市域の民間給与の実態調査に基づく市人事委員会勧告に基づき改定している。
〇平成23年度から給料表、標準職務、諸手当等の見直しを行った。

（課題）
〇人事委員会報告及び勧告を踏まえながら、引き続き適正な給与水準を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 2 | 総人件費の抑制 |
| **プログラム名** | 56 | **再任用職員の活用** |
| 所管課 | 人事課 | |

**【　実施概要　】**

○雇用と年金の接続の観点から定年退職者の再任用が義務化されることに伴い、定年退職者がこれまで培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で活用できる環境を整備する。
○配置にあたっては、各職場の執務状況等を踏まえながら正職員や相談業務嘱託員等との置き換えを進める。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 再任用職員の活用 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○（再任用義務化に伴う人件費の抑制と）再任用職員の有効な活用が図られる。 | | |
| 指標 | － | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○今後、年金支給開始年齢が引き上げられることに伴い、定年退職者等の再任用希望は年々増加する見込みである。具体的には、平成25年度350人が平成29年度には約670人となる見込みである。（定年退職者の84%が希望すると想定）

（課題）
○再任用職員が持つスキル等と職務に要求される能力とを整合させる仕組み（配置・職位・研修など）を検討する必要がある。
○短時間勤務再任用の場合、現行の硬直的な勤務体制を休日・夜間勤務でも対応できるような柔軟な勤務体制に見直す必要がある。
○再任用職員の任用にあたっては、人事の新陳代謝や組織活力の維持・向上の観点から、新規採用職員の採用との均衡を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 2 | 総人件費の抑制 |
| **プログラム名** | 57 | **時間外勤務の縮減** |
| 所管課 | 人事課、行政経営課 | |

**【　実施概要　】**

○時間外勤務時間数の目標値（上限）を平成23年度水準以下に設定する。
○目標値（上限）を基に各課（かい）ごとの目標値（上限）を設定する。
○各局・各課（かい）で目標達成に向けて時間外勤務縮減に取り組む。
○管理職等のコスト管理に対するインセンティブを与えるため、業務の効率化の実績を評価する仕組みを構築する。
○ノー残業デイ、週休日の振替、時間外勤務の事前承認、繁忙期等の局・区内応援制度等従来の時間外勤務縮減対策を徹底する。
○業務の効率化に向けたアウトソーシングを推進する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標値（上限）設定 | 決定・実施 | | | | |
| 業務効率化を評価する仕組みの構築 | 検討 | 継続実施 | | | |
| アウトソーシングの推進 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○人件費の抑制及び職員の健康被害の防止が図られる。 | | |
| 指標 | ○時間外勤務時間数の削減 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 1,326,980時間 | 1,170,000時間<br>（H23年度実績） |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○時間外勤務については、ここ数年は3町合併及び政令指定都市移行に伴う準備事務等により増加した。
○現在は職員配置の見直しや業務の習熟等により増加傾向に歯止めがかかったが、政令指定都市移行前よりも高い水準で推移している状況である。

（課題）
○長時間労働による健康被害の防止や人件費削減の観点から、引き続き時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。
○各局・各課（かい）において、業務の効率化に向けて早急に時間外勤務の増加要因を分析し、対策を検討する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 3 | 公共施設等の最適化 |
| **プログラム名** | 58 | **公共施設マネジメントの構築** |
| 所管課 | 行政経営課、財政課、資産マネジメント推進室、企画課、営繕課 | |

**【　実施概要　】**

○平成26年度については、関係局による横断的なプロジェクトを設置し、市の特性や施設用途別・地域別の特性などの現状把握を行う。
○平成27年度から全庁的なマネジメント体制を構築し、本市の公共施設等の状況を総合的に捉えた「施設白書」を作成し、将来に向けたマネジメント計画の策定及び個別事業計画の推進に取り組む。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設白書の作成 | 検討 | 実施 | | | |
| 方針作成及び計画策定 | | | 実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○財政負担の平準化及び新規投資財源の確保につながる。<br>○将来にわたる財政負担の軽減につながる。 | | |
| 指標 | ○平成28年度までに計画策定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○少子高齢化の進展などによる人口構造の変化に伴い、今後、税収の伸び悩みや社会保障費の増加が見込まれる中、高度経済成長期に集中的に建設された公共施設や道路・橋梁などの大量更新時期を控えており、本市の財政運営に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

（課題）
○市有建築物・道路・住宅・公園などの現状分析と将来負担の推計等については、現在各所管課で行われているが、市全体の状況について総合的な把握・分析がなされていない。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 3 | 公共施設等の最適化 |
| **プログラム名** | 59 | **橋梁長寿命化修繕計画の推進** |
| 所管課 | 道路整備課、各土木センター（各地域整備室、分室含む） | |

**【　実施概要　】**

○橋梁長寿命化計画に基づき、国の交付金等を活用しながら計画的な修繕を行うことで、橋梁の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化を図ることを目的とする。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事の実施 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○道路橋の長寿命化を図り、橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減が得られる。<br>○橋梁を健全に保つことにより、道路ネットワークの安全性・信頼性が確保される。 | | |
| 指標 | ○補修が完了した橋梁数 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 12 | 78 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○ 熊本市が管理している橋梁は、高度成長期に建設されたものが多く、今後老朽化する道路橋の増加に対応するため、旧熊本市・富合地区の市道の内、橋長１５m以上の道路橋１８２橋に対して、平成２１年度に熊本市橋梁長寿命化修繕計画を策定した。

○平成２４年度中に城南・植木地区及び県から引継いだ橋梁も含め、全ての道路橋を対象とした熊本市橋梁長寿命化修繕計画に改定。なお、平成２５年４月現在の管理橋梁数は、国県道も含め2,８６１橋あるが、今後、改定した計画を基に、対策メニュー・計画年数・年度予算額について見直しを行っていく。

（課題）

○全橋梁の長寿命化修繕計画を実施するにあたり、補修費の増額・平準的な予算の確保が必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 3 | 公共施設等の最適化 |
| **プログラム名** | 60 | **市営住宅等長寿命化計画の推進** |
| 所管課 | 住宅課 | |

**【　実施概要　】**

〇平成24年度に策定した熊本市市営住宅等長寿命化計画（計画期間：平成24～33年度）に基づき、計画的な維持管理を行うことで市営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化を図ることを目的とする。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 熊本市市営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な維持管理 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 市営住宅等の更新・延命を選択肢に含めた長期的なコスト（ライフサイクルコスト）の縮減、事業量の平準化が図られ、入居者の良好な居住環境の保全・維持が可能となる。 | | |
| 指標 | 〇老朽化した市営住宅の建替着工戸数（累計） | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | - | 111 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

〇昭和40年代から昭和50年代初めに大量建設された市営住宅等が順次更新を要する時期を迎えることから、効率的・効果的な事業計画に基づく更新や延命化等、適切な施設の維持管理が求められている。

（課題）

〇主に昭和50年代以降に建設された住棟では、長期活用を図るため、予防保全の観点から中長期的な維持管理計画に基づき、適切な維持管理や改善を推進することで、長寿命化を図り維持管理に要するコスト（ライフサイクルコスト）の縮減と事業量の平準化を図る必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 3 | 公共施設等の最適化 |
| **プログラム名** | 61 | **市有建築物の長寿命化実施計画の策定・推進** |
| 所管課 | 営繕課建築保全室、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

○各施設の屋根や外壁、重要な設備機器等について、これまで行ってきた不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」から、不具合が生じる前の耐用年数に到達する時期に修繕・更新を行う「予防保全」に転換し、計画的な維持保全を行うことで市有建築物の長寿命化を図るとともに不均衡な負担となるような財政支出を是正するため、「中長期保全計画」による「計画保全」を実施する。
○各施設の調査をもとに見積書を作成し、各局と協議を行い、合意を得て実施計画を作成する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中長期保全計画（素案）<br>庁内説明（各局説明） | 検討・実施 | 継続実施 | | | |
| 実施計画策定 | | 決定 | 継続実施 | | |
| 保全計画の実施 | | | 検討 | 継続実施 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○ライフサイクルコスト経費が削減できる。<br>○不意の故障等が減少する。<br>○建物の長寿命化が図られる。 | | |
| 指標 | 実施計画策定後指標を決定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○現在の市有建築物は、高度成長期以降、特にバブル期に建築され築後30年を迎える建物が多く、安全で快適な状態を維持するための大規模な改修などを行わなければならない時期が到来している。また、既に更新時期が過ぎている部材・機器も多数あることから、今後集中的に相当な対応が必要になる。

（課題）
○建築物を良好な状態に維持していくためには、適切な時期に必要な補修や修繕、改修といった保全を効果的に行う必要がある。

**【　その他　】**

○本計画は、延床面積200㎡以上で災害時の拠点機能、利用者の安全確保及び継続的な市民サービスの提供を必要とする約270施設（約４００棟）を対象としている。
（学校、市営住宅、企業局施設、プラント施設を除く）

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 3 | 公共施設等の最適化 |
| **プログラム名** | 62 | **公園施設長寿命化計画の推進** |
| 所管課 | 公園課、各土木センター | |

**【　実施概要　】**

〇公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金などを活用しながら計画的な修繕を行うことで公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化を図ることを目的とする。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公園施設長寿命化計画策定（白川公園外19公園） | 決定 | | | | |
| 公園施設長寿命化計画に基づく改修工事（白川公園外19公園） | | 継続実施 | | | |
| 公園施設長寿命化計画に基づく改修工事（132公園分） | 継続実施 | | | | |
| 公園施設長寿命化計画に基づく改修工事（水前寺江津湖公園） | | 継続実施 | | | |
| 公園施設長寿命化計画策定（街区公園65箇所）を予定 | 検討・決定 | 実施 | | | |
| 公園施設長寿命化計画に基づく改修工事（新たな街区公園65箇所）を予定 | | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇施設の長寿命化を図り、施設の改修及び修繕に係る費用の縮減ができる。<br>〇安全で安心して利用できる公園を確保できる。 | | |
| 指標 | 安全で安心できる公園の維持管理。<br>（対象公園数　218　実施期間　平成24年度～） | 基準値（H24年度）<br>15 | 目標値(H30年度)<br>149 |

【　現状　と　課題　】

（現状）
○平成元年以前に整備された公園で、1,000㎡以上の街区公園132箇所について平成23年度に長寿命化計画を作成した。その計画に基づき事業費を平準化し、年度当たり約1億円程度の公園改修を実施している。また、平成25年度に水前寺江津湖公園（動植物園、熊本市総合体育館、県立図書館及び湖面を除く）の公園施設に対し長寿命化計画の策定を行う。

（課題）
○平成23年度に策定し、平成25年度、平成26年度及び平成27年度に作成予定の長寿命化計画を実施するにあたり、改修費・修繕費の平準的な予算の確保が必要である。
（※防災安全交付金の補助メニューは平成25年度で終了予定であるが、新たな補助メニューが新設される予定）

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 3 | 公共施設等の最適化 |
| **プログラム名** | 63 | **学校施設長寿命化計画の検討・策定** |
| 所管課 | 施設課 | |

**【　実施概要　】**

〇老朽化した学校施設の再生整備のあり方について、国の施策の動向を注視しつつ、「熊本市学校規模適正化基本方針」を踏まえ、効率的・効果的な整備計画を検討・策定する。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 計画策定 | 検討 | | | | 決定 |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇改築と同等の質の高い長寿命化改修を行うことで、将来的な経費負担を抑えつつ、児童生徒が安全で安心して利用できる学校施設の確保につながる。 | | |
| 指標 | - | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | - | - |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇本市においては、昭和４０年代から５０年代にかけて整備された学校施設が約７割である。
〇今後、学校施設の改修・改築の需要が増加してくる。
〇平成25年3月、文部科学省より「学校施設の老朽化対策について」報告が公表され、これまでの改築から長寿命化改修への転換の必要性が示された。長寿命化改修を行うことで将来の財政的な負担が軽減される見込みである。
〇具体的な取り組みの手法については、平成２６年１月に文部科学省より、手引書が公表されたところである。

（課題）
〇文部科学省から公表された手引書を参考に、取組みを進めていく予定であるが、老朽化の進む施設整備には相当の経費負担が予想されるため、事業の平準化を図りつつ、効率的・効果的な整備計画を策定することが必要である。

| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
|---|---|---|
| 分野 | 4 | 公営企業の改革 |
| **プログラム名** | 64 | **交通事業の経営健全化の推進** |
| 所管課 | 交通局　総務課 | |

**【　実施概要　】**

○乗客増等による増収対策、職員配置の見直し、未利用地の売却を主な取組みとする経営健全化計画の着実な推進を図る。
○新たな経営計画の策定に向けた検討を行う。
○市長部局職種変更試験を交通局運輸職採用職員も受験できるようになったことから、受験を促進し、バス運転士等運輸職の効率的な職員配置を推進する。
○バス運転士の適正かつ効率的な職員配置を推進するため、必要に応じ、市長部局技能労務職及び交通局内部で電車運転士等への配置換えを行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| バス路線の民間移譲 | 継続実施 | | | | |
| 経営健全化計画の推進 | 継続実施 | | | | |
| 経営計画策定の検討 | 検討 | 決定・準備 | 継続実施 | | |
| 職種変更促進・配置換え | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| 効果 | ○経営収支の改善及び資金不足額の縮減が図られる。<br>○資産（土地）の維持管理業務が軽減できる。 | | |
|---|---|---|---|
| 指標 | ①地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条により算出した資金不足比率の解消<br>②新計画策定時に設定 | 基準値（H25年度）<br>①１１１．９％（H25）<br>②- | 目標値(H30年度)<br>①解消（H27）<br>②- |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○本市公営交通事業の経営状況の悪化から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成２２年３月に「交通事業経営健全化計画」を策定し、平成２５年３月に一部変更を行ったところであり、計画の数値目標の達成に向けて営業収益の増加等が必要である。

（課題）
○本市電車事業については、「交通事業経営健全化計画」に基づく退職者不補充や運転業務の嘱託化を推進した結果、職員の高齢化が進んでおり、電車運行管理部門の必要職員数が確保できない状況になることが懸念される。
○本市バス事業については、計画期間を通して民間へ順次移譲し、平成２７年４月までには全事業を譲渡することとしており、バス路線移譲に伴う適正かつ効率的な職員配置を検討する必要がある。
○経営健全化計画終了後において計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、持続可能な軌道事業のあり方を前提とした経営計画の策定に向けて取り組むことが必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 4 | 公営企業の改革 |
| **プログラム名** | 65 | **組織機構の適正化** |
| 所管課 | 上下水道局　総務課 | |

**【　実施概要　】**

〇組織・機構・計画の３つの側面から見直しを行い、事業体系に即した簡素で効率的な経営体制を構築する。上下水道の組織統合効果を発揮する組織体制のあり方については、引き続き検討・実施を行う。
〇業務水準や業務量に応じた定員管理を行う。あわせて、再任用職員やアウトソーシング等の活用、業務の見直しにより適正化を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 執行体制の見直しと整備 | 継続実施 | | | | |
| 出先機関の統廃合 | 検討 | 決定・準備 | 実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇効率的かつ安定的な事業経営を図ることができる。 | | |
| 指標 | 〇出先機関数 | 基準値（H25年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 10 | 8 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇水道料金や下水道使用料の収入の減少傾向が今後も見込まれる中、上下水道施設の維持更新の時期を迎えるにあたり、より効率的な事業経営が求められるため、執行体制の見直しと整備に取り組んでいく必要がある。

（課題）
〇安定したサービスを提供するため、適正な人員体制や組織体制のあり方を検討していく必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 4 | 公営企業の改革 |
| **プログラム名** | 66 | **民間的経営手法の有効活用** |
| 所管課 | 上下水道局　総務課 | |

**【　実施概要　】**

〇効率的な事業運営を推進するため、企業としてのコスト意識を高め、さらにアウトソーシングを進めるとともに、再任用職員の活用も図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 民間的経営手法の検討・実施 | 検討・実施 | | | | |
| 料金関係業務の委託拡大 | 検討・決定 | 準備 | 実施 | | |
| 上下水道施設維持管理業務の委託拡大 | 検討 | | 決定 | 準備 | 実施 |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇料金関係業務や上下水道施設維持管理業務にかかる経費が削減できる。 | | |
| 指標 | 〇職員数 | 基準値（H26年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 433人 | 417人<br>(H31.4.1の職員数) |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

〇水道料金や下水道使用料の収入の減少傾向が今後も見込まれる中、上下水道施設の維持更新の時期を迎えるにあたり、より一層の経営改善が求められるため、経営基盤の強化のためにコスト削減に取り組む必要がある。

（課題）

〇アウトソーシングを進めるにあたり、次の点について十分に検討する必要がある。

・サービス提供における公平・公正などの面で、行政責任が確保されること。
・良質なサービス提供及びコスト削減が図れること。
・民間事業者による適正な競争原理が確保される市場があること。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 4 | 公営企業の改革 |
| **プログラム名** | 67 | **上下水道事業経営基本計画の財政見通しの見直し** |
| 所管課 | 上下水道局　経営企画課 | |

**【　実施概要　】**

○事業環境の変化に応じ、財政見通しを随時見直し、安定した事業経営を推進する。
- 平成２５年度中に現行財政見通しの時点更新を行い、収支見通しの再検証を実施する。
- 上下水道事業の進捗状況及び社会経済情勢の変化に対応するため「上下水道事業経営基本計画」の中間年度である平成２８年度に、状況に応じた財政見通しに更新することにより、さらなる経営基盤の強化を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 上下水道事業経営基本計画の推進 | 継続実施 | | 検討 | 継続実施 | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○中長期的な財政計画に基づく健全な事業経営が図られる。<br>○企業債残高の計画的な削減により収益的収支の黒字を確保し、経営基盤の強化が図られる。 | | |
| 指標 | ①水道事業会計 企業債現在高<br>②下水道事業会計 企業債現在高<br>※新庁舎建設事業に係る企業債を除く。 | 基準値（H25年度）<br>① 31,803百万円<br>②148,065百万円<br>（H26.3.31の企業債残高） | 目標値(H30年度)<br>① 31,331百万円<br>②142,046百万円<br>（H31.3.31の企業債残高見込） |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○水道事業会計及び下水道事業会計においては、企業債残高の計画的削減、予算シーリングの実施等公営企業としての経営基盤の強化を図っており、当該計画期間中（H24-H33）の収益的収支の黒字の確保、現行料金（使用料）の水準の維持に努めている。

（課題）
○上下水道事業を取り巻く環境は、節水器具のさらなる普及等による使用水量の減少等の影響を受けて料金（使用料）収入が減少するなど一段と厳しさを増している。
○また、平成２６年度当初予算からはみなし償却廃止等の改正を含む「新地方公営企業会計」の適用が予定されるなど、今後の収支見通しについて再検証が必要である。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 4 | 公営企業の改革 |
| **プログラム名** | 68 | **熊本市民病院経営改善計画の策定・推進** |
| 所管課 | 病院局　経営企画課 | |

**【　実施概要　】**

○平成20年度に策定した熊本市民病院経営改善計画(改革プラン)を見直し、経営の効率化・経営形態の見直し等を含めた新たな熊本市民病院経営改善計画を策定し、推進する。
○計画の実施状況について点検・評価・公表を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 新経営改善計画の策定・推進 | 検討・決定 | | 継続実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○耐震化事業の影響により減収が見込まれることから、影響額を差し引いた収入見込みよりも増収を目指し、安全性向上、患者満足度の上昇等を目指すことにより、患者に安全・安心を与え信頼性の向上を図り、公立病院として患者から必要とされる医療が随時提供可能な病院とする。 | | |
| 指標 | 計画策定時に設定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
○現在、市民病院は国が策定を義務付けた病院改革プランの着実な実施により効率化を進めており、一定の成果を挙げている。
○現計画は平成25年度で最終年度を迎えるが、次期計画の骨格となる国のガイドラインが平成26年11月に提示されることとなり、その内容を踏まえた経営改善計画とする必要があることから、その間は現計画を継続実施することとし、平成27年度までに新計画を策定する。

（課題）
○病院を取り巻く環境はめまぐるしいスピードで変化し患者ニーズも多様化・高度化していることから、病院事業も一層の効率化・質の向上が求められている。
○当計画期間中は、新病院建設工事期間中であることを踏まえ、工事期間中の減収が最小限となるよう計画を策定する。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 5 | 公営企業の改革 |
| **プログラム名** | 69 | **熊本市民病院の経営形態の検討** |
| 所管課 | 病院局　経営企画課 | |

**【　実施概要　】**

○病院事業のより一層の経営効率化を図り、安定した経営の下で良質な医療を継続して提供する持続可能な病院経営を行うために、新病院建替えを踏まえて、地方独立行政法人も含めた経営形態の検討を行う。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経営形態の検討 | 検討 | | 決定 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | ○持続可能な病院経営の実現につながる。 | | |
| 指標 | ○平成28年度までに経営形態の決定 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）

○熊本市は恵まれた医療資源を有してはいるものの、更なる高齢化への対応、在宅医療・周産期医療・災害時医療など医療ニーズの高度化・多様化への対応も迫られている状況となっている。
○平成21年度に地方公営企業法全部適用へ移行し、管理者権限の拡大により自立した経営体制の確立を図ってきた。
○今後も病院を取り巻く環境の変化に対応し、安定した経営を維持するためには、医師をはじめとした医療スタッフの充実が重要であるが、職員定員管理により安定した看護師の確保が難しい状況にある。
○自治体病院としての政策医療の維持強化等を図るため、新病院の建替えを進めているところである。

（課題）

○さらなる少子高齢化の影響や高度化・多様化する患者ニーズなど病院を取り巻く環境に対応し全国的にも優良な民間病院との競争の中、7:1看護体制の確立、適切で効率的な人事管理、より一層の意思決定の迅速化など、更なる経営効率化・質の向上も併せて求められている。
○新病院の建替えにより施設環境面の改善・効率化を図る一方で、新たな機器も含めた投資経費の返済や繰入ルールの再検討などが必要となる。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 5 | 外郭団体の改革 |
| **プログラム名** | 70 | **第4次外郭団体経営改革計画の策定・推進** |
| 所管課 | 行政経営課、各所管課 | |

**【　実施概要　】**

〇第4次外郭団体経営改革計画を策定し、公益性の観点に立った外郭団体の必要性及び役割の明確化を図る。
〇独立した事業主体としての自主的・自律的な経営の確立を図る。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第4次外郭団体経営改革計画の実施 | 継続実施 | | | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇外郭団体の自主的・自律的な経営の確立につながる。 | | |
| 指標 | 〇派遣職員数 | 基準値（H24年度） | 目標値(H30年度) |
| | | 6 | 4 |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇外郭団体は、市民ニーズの多様化・高度化等に柔軟かつ弾力的に対応するために設立され、それぞれの設置目的に即し、高い専門性を発揮しつつ、行政機能を補完・代替えする役割を担ってきた。しかし、社会経済情勢の変化や公の施設の管理における指定管理者制度の導入、公益法人制度改革など、団体の経営環境が大きく変化しており、このような変化に的確に対応していくため、平成１６年度以降、これまで3次にわたり経営改革計画を策定・実施してきた。

（課題）
〇現計画については、平成２５年度末で計画期間が終了するが、今後も、団体が担うべき役割や事業の必要性の変化に合わせ、団体のあり方や事業等の見直しを適切に行う必要性があることから、平成２６年度以降の新たな計画を策定する必要がある。
〇時代に即した役割や必要性について公益性の観点に立った検証を行うとともに、独立した事業主体である団体が自らの意思に基づき、自主的・自律的な経営ができる体制を確立する必要がある。

| | | |
|---|---|---|
| 方針 | 3 | 確固たる財政基盤の構築 |
| 分野 | 5 | 外郭団体の改革 |
| **プログラム名** | 71 | **水道サービス公社と下水道技術センターのあり方の検討** |
| 所管課 | 上下水道局　総務課 | |

**【　実施概要　】**

〇簡素かつ効率的な組織体制とするため、水道サービス公社と下水道技術センターの統合を目指すとともに、経営状況の改善に努めていく。

**【　実施項目　と　スケジュール　】**

| 実施項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 水道サービス公社と下水道技術センターの統合 | 準備 | | 実施 | | |

**【　成果　】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 効果 | 〇公益性の視点に立った外郭団体の必要性及び役割の明確化につながる。 | | |
| 指標 | 〇H28.4.1の両団体の統合を目指す | 基準値（H24年度） | 目標値（H30年度） |
| | | － | － |

**【　現状　と　課題　】**

（現状）
〇現在、水道サービス公社と下水道技術センターとも事業収入の大半は局からの委託料及び補助金で占められている。
〇管理部門及び公益目的事業の統合が可能である。

（課題）
〇熊本市からの収入に対する依存度を低減し、自立した経営体制の確立及び効率的な組織体制を目指す必要がある。
〇随意契約理由の精査。